

定住外国人の

国公立大学教員任用の現状と課題

——「国公立大学外国人教員任用特別措置法(案)」の提出にあたって——

徐^{ソン} 龍^{ヨン} 達^{タル}

目次

はじめに

一、国公立大学外国人教員任用運動の契機

(1) 国連大学の誘致に伴うわれわれの自覚

(2) 中教審答申の内容とその結末

二、国公立大学外国人教員任用運動の構築と展開

(1) 文部省、公大協・国大協への要請

(2) 日本学術会議の基本精神に対する問題提起

(3) 京都シンポジウムによる運動の深化

(4) 東京シンポジウムによる運動の発展

三、公務員としての外国人教員任用の実例

(1) 定住外国人の地方公務員任用の事例

はじめに

一九七九年二月一日付日本経済新聞、同二日付毎日新聞などの報道によると、文部省が数年前から懸案になっていた国公立大学の教員に外国人をも任用しようする法案の骨子をまとめたという。

その骨子は、①目的は「大学における教育、研究の国際性にかんがみ、国籍のいかんを問わず優秀な人材を国公立大学に受け入れる方を拡充し、教育、研究の一層の進展を図る」こと、②任用の範囲は「国公立大学で教育、研究上必要あるときは、外国人も一般職に属する公務員である教員に任用することができる」が、その場合、教育公務員特例法に定められた学長、学部長などの管理職にはなれないこと、③権限の制限として「任用された外国人教授は、教育公務員特例法の規定により評議会、教授会または人事委員会の権限に属する事項の審議において、その議決に加わることはできない」こととなっている。

これまでの日本のマスコミの報道では、この問題に関する法令、および事実関係の情報不足が目立ち、このたびの「国立又は公立の大学の外国人教員の任用等に関する特別措置法(案)」が、研究、教育の自由と国際化、大学の自治

(2) 定住外国人の国立大学教員任用の事例
(3) 定住外国人の公立大学教員任用の事例
(4) 現行法のもとでの助教任用の三事例

四、「特別措置法(案)」の内容とその問題点

(1) 三つの「特別措置法(案)」の内容の推移

(2) 「特別措置法(案)」の問題点

(3) 「特別措置法(案)」に対する論評

五、真の国際化への一提案

——むすびに代えて——

(1) 政界・大学の覚醒

(2) アジア重視の国際化へ

資料・シンポジウム声明ほか(1-7)

などにとつて、きわめて重大な問題点を包蔵するにもかかわらず、手放して歓迎の傾向にあることはまことに遺憾である。また、この法案が提出されるに至った契機が、決して中央教育審議会(中教審)による大学の国際化に関する答申にあるのではなく、すくなくとも、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会(「大学教員懇」)が、差別と偏見の最中で、その生存権すら刻奪されようとしている「定住外国人」(Permanent Residents) 研究者の市民的権利の問題として、文部省等関係機関に強く訴え続けてきた結果である点が看過されている。したがって、定住外国人研究者のおかれた環境を一顧だにすることなく、残念なことには、外国人⇨欧米人さえ任用すれば大学の国際化を達成しようとする短絡した論調が、マスコミその他の雑誌にも多く見受けられるのである。あの帝国大学令(一八八六年)が発令されるまでの明治初期、怒涛の勢いで西洋の文物に傾倒した即物主義時代の昔日を彷彿させる。

そこで、本稿においては、国公立大学の外国人教員任用問題に関する運動がどのような契機によって始められたのか、またその経過と展開について「大学教員懇」の側から触れたい。そして、マスコミの報道や文部省、大学教授たちの認識、および人事院見解、「公権力の行使または国家意

思の形成への参面にたずさわる公務員（＝国公立大教授と政府等が考えていた……徐）となるためには日本国籍を必要とする解釈が行なわれている」（一九五三年六月二十九日人事院事務総長）にもかかわらず、すでに、かなり以前から一般職教育公務員が小、中、高校、大学にも採用されていて何ら不都合がない実情を訴え、むしろ問題は、大学の閉鎖性、大学人の体質にあることに論及する。さらに、このたびの「特別措置法(案)」の準備段階からの内容を検討し、その第一案よりも第三案が後退した事実を共に考え、そして第三案がきわめて限られた範囲でしか新しい意味をもたず、却って大学の「真の国際化」、アジア各国との善隣友好関係を阻害し、日本政府が調印済の「国際人権規約」等の精神をふみにじる要因を包蔵するものである点を追究したい。最後に、日本の真の国際化のための知的フロンティアの展開にとって、いったい何が求められているかについて一つの提案をしたいと思う。

注(1) 幼方直吉、「定住外国人の国公立大学任用問題のシンポジウムについて」、「教育」第二七巻第一〇号（一九七七年九月）、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会、財団法人日本クリスチャン・アカデミー共編、「定住外国人と国公立大学―教員任用差別的撤廃を訴える」（僑文社、一九七七年一〇月刊）、七四～七五頁、および拙稿、「在

でわれわれの果たしうる役割があるとすれば、教員の立場で協力してそれを達成する」目的で、韓国籍、朝鮮籍の教員たちにひろく呼びかけて結成された団体である。当初は「ムグンファ会」（国花のムクゲを採用）として発足したが、在日韓国・朝鮮人の権益擁護運動を展開するために名称の変更が必要となり、一九七四年八月、前記の名称に変更し、その後、世話人の呼称も代表幹事と改称して今日に至っている。

「大学教員懇」は、ほぼ三か月に一度の例会をもっているが、例会でのこれまでの話題は、各会員の専攻分野の紹介のほか次のようなものであった。すなわち、国連大学日本誘致問題、京都韓国学園建築妨害問題、大手前女子短大入学差別問題、広辞苑「朝鮮征伐」用語問題、宋斗会氏日本国籍確認請求訴訟、日立製作所就職差別問題、申京煥強制送還問題、大阪市生野区中川幼稚園入園差別問題、公営住宅入居差別問題、在日同胞の人権擁護問題、国公立大学教員任用問題、日本学術会議の選挙権、被選挙権獲得運動、和歌山大学ジェラード解雇問題などである。

主題の国公立大学教員任用問題については、もちろん「大学教員懇」の会員に「万年助手」がいたことが前提になるが、一九七四年五月の第五回例会において、「国連大学の批准と同胞の日本の大学就職問題」として取りあげら

日韓国・朝鮮人の国公立大学教員任用の実情」、「朝鮮人」第一六号（一九七九年一月）、三八頁を参照。
なお、この「朝鮮人」第一六号は、定住外国人の国公立大学教員任用問題の特集し、「座談会・大学研究室における在日朝鮮人の生活」など貴重な資料を掲載している。ご一読をすすめた。

(2) 岡崎勝彦、「外国人の法的地位に関する一考察——国公立大学教員任用問題に即して」、名古屋大学「法政論集」第七五号（一九七八年三月）、一九二頁。
(3) 例えば、「ステーツマン」、第三号（一九七八年五月）の特集「教育改革」所載の東大教授らの見解（同誌一六～二七頁）を参照。

(4) 人事院任用局監修、「任免関係法令集」、昭和五十三年版、二四一頁。

前掲、「定住外国人と国公立大学」、七七頁。

一、国公立大学外国人教員任用運動の契機

(1) 国連大学の誘致に伴うわれわれの自覚

一九七二年一〇月二八日に発足した「大学教員懇」は、「日本の大学の専任教員として教鞭をとる同胞たちが相集い、ともに親睦を深め、相互に連繫を密にし、日本の社会

れたことに始まる。

周知のように、日本国はかねてより国連機関の日本誘致に「熱意」を示してきたが、欧米先進国の傘の下で生きてきたために、「アジア開発銀行」の誘致に失敗するなど、アジアにおける点数かせぎはまことに不如意であった。それだけに、国連大学本部の誘致には、一億ドルの拠出（一九七九年二月現在、八千万ドルを拠出）、資本的経費の全額負担を申し出るなど、きわめて積極的に対応し、それまでの自己本意の経済成長と国際的協調性の欠落を埋めようとする姿勢がうかがえたものである。だが、定住外国人は、日本のこのような動きを、当時は実に冷静に見守ったのである。定住外国人、とりわけ、その九割以上を占めるアジアの人々に対して差別と偏見のみなきこの日本の社会が「世界人権宣言」を主柱とする国連の精神を、いったいどれほど汲み取ることができて国連大学を誘致しようとするのか、あるいはまた、珍奇なものを蒐集する骨董屋や舶来品店の趣味なのだろうか、さらには、知的低賃金労働者たる大学の「万年助手」の人権をどのように考えているのであろうか、などなど、定住外国人一般には、けっして手放して喜ばれた誘致ではなかったのである。
しかしながら、われわれは、一方では「国連大学施設の基本構想」が、

- ① アジア地域の事例を中心とする諸国民間の相互理解と協力のための社会的文化的特質の比較研究、
- ② 社会的、文化的基盤を異にする諸国における開発の哲学と政策の研究、
- ③ 社会・経済発展と人類の福祉の増進をめざす人間環境の総合的研究、

などを指すものだとするならば、むしろ、すすんでこれらの研究の実現のための一翼を担うべきではないか、という意気込みさえ痛感したものである。

他方ではまた、

- ① 国連大学の研究教育ネットワークを通じて、新興地域の動向を感じ取ることもに、
- ② 国内の既存大学との提携を生かして、大学教育全体ないし日本文化の閉鎖性を打破する可能性があり、
- ③ アジア地域の事例研究によって、「明治以来の日本文化の欧米中心の事大主義の修正にも役立つ」、⁽⁶⁾とする考えに共鳴するところから、われわれは、国連大学を誘致する気運に乗じて、定住外国人研究者の生活権を守る運動に目を開き、「在大阪韓国人の生活を守る連絡会」の結成にも参画することになった。⁽⁷⁾

こうして、一九七四年八月に開かれた第六回例会では、「国連大学の日本設置と同胞の国公立大学就職差別問題」

交流、(4)外国人研究者の受入れ、(5)特定国との研究者交換制度の拡充、(5)大学等の国際化、(4)外国人研究者の受入れ体制の整備、(5)教員の期限付高遇任用、国際化促進大学への援助、などについて述べている。

さらに、③文化の国際交流の促進については、日本文化を世界各国に紹介するための具体策を説明したのち、最も重視すべきアジア各国との交流については最後の「その他」の個所で申し訳程度にふれてはいるにすぎない。すなわち、「従来は欧米諸国との交流が中心であったが、今後は……特にわが国と地理的・歴史的・社会的につながるの深いアジア諸国との文化交流については、一層その促進に努める必要がある」と。

その後、中教審は、一九七四年五月二十七日、「教育・学術・文化における国際交流について」答申し、その中で「外国人教員の採用を容易にし、積極的に受け入れる必要がある。そのために現行の処遇・任用等に関し、具体的な改善策を至急検討すること」を答申している。

しかしながら、これらの中教審答申項目のうち、日本人研究者の海外派遣、外国人学者の渡日研究などについては、国際交流基金などの拡充によって、かなり推進されたことは事実であるが、肝心の外国人教授の任用、大学の国際化については、まったく等閑に付されてしまったといっ

について筆者が、また「在日同胞の人権擁護に関する諸問題」について金東勲会員がそれぞれ報告し、討論ののち、国公立大学専任教員への就職打聞運動の推進を決定したものである。

(2) 中教審答申の内容とその結末

ほぼ時を同じくして、中教審特別委員会では、一九七三年八月、①教育の国際交流について、②学術の国際交流について、③文化の国際交流の促進、④外国人に対する日本語教育の普及・振興について、の報告を行なっている。⁽⁸⁾

このうち、①教育の国際交流についてのA3V教育指導者の交流、III教育指導者の受入れのところ、(a)受入体制の整備と受入数の拡大、(b)外国人教育指導者を各種の機会に積極的に招致する具体策の樹立、(d)外国人教員を高等教育機関の正規の教授等として処遇することの検討、(e)著名な学者の随時招致の拡大、などを報告している。

また、②学術の国際交流については、「学術研究は真理の探求を命題とし、本来、国際的なものであって、国内の学術研究は世界の学術の発展の動向に即して総合的観点から推進されるべきであり、「大学などの体制と運営を国際的にも国内的にも開かれたものに切り換え」という基本的な思考のもとに、その具体的施策として、(1)研究者の

でも過言ではない。この報告・答申の前後において、特に国公立大学の外国人教員任用問題に関する積極的な主張を盛り込んだ大学関係者等による論述や、諸団体からの動きは、殆んどみることができなかったからである。

今日問題になっている「国公立大学外国人教員任用等特別措置法案」は、この法案にゴーのサインをおくった永井道雄元文部大臣らの人的要因、また大学の国際化を期待する社会的要因もさることながら、やはり、われわれ「大学教員懇」の主體的な取り組みによって生みだされたものである。それだけにわれわれは、この問題の帰趨について誰よりも深い関心をもち、また積極的に関与しているわけである。次に、その運動の経過・発展について述べることにしよう。⁽⁹⁾

注(5) 「大学広報」、第八四号(一九七三年六月二日付)。

(6) 朝日新聞、一九七三年二月一七日付社説。

(7) 拙稿、「在日韓国人の権益擁護運動」、「コリア評論」、第一六二号(一九七五年四月)、四四頁。

(8) 「大学広報」、第八九号(一九七三年八月二日付)。

(9) 前掲、「定住外国人と国公立大学」、一〇八〜一一二頁を参照。

二、国公立大学外国人教員任用運動の構築と展開

(1) 文部省、公大協・国大協への要請

前述の第六回例会で決定された教員任用問題に関連して、一九七四年一月の第七回例会では、大阪市立大学「外国人学生問題に関する答申」について検討し、翌年六月、同外国人学生問題委員長・尾崎彦朔教授らと懇談、その後、運動の具体的な推進を決定している。

一九七五年一〇月二日、代表が時の永井文部大臣と会見（民社党・受田新吉議員の紹介）、次の三項目を内容とする「国公立大学へのアジア人専任教員採用等に関する要請書」を提出した。すなわち、

(1)、国公立大学の専任教員にアジア人を採用するよう特別措置を講ずること。

また、事実上、専任教員の役割を果たしている「助手」等の実態を調査してその処遇を改善し、できるかぎり彼らを専任講師以上に登用しうる方策を講ずること（国公立大学へのアジア人教員採用の促進）。

(2)、私立大学に勤務する他のアジア人専任教員の人件費、研究費等の全額助成策を講ずること（私立大学へのアジア人教員採用の促進）。

は、日本私学振興財団・時子山常三郎理事長らと会見して交渉を続け、翌年度からの私大特別助成項目に、アジアの言語、外国人教員人件費の助成などを加えることに成功し、要請の一部はすでに実現している。

さらに、同年二月三日、公立大学協会会長・森川晃卿大阪市立大学長らと会見、「在日韓国・朝鮮人の公立大学教員への就職差別撤廃等に関する要請書」⁽¹⁾を提出して懇談、同趣旨の要請文は、国立大学協会会長・林健太郎東京大学学長にも伝達された。その内容は次のとおりである。

(1) 国公立大学の専任教員に在日韓国・朝鮮人を登用しうる措置を講ずること。

(2) 国公立大学への韓国・朝鮮学科の設置、および韓国・朝鮮語の第二外国語への加入を推進すること。

(3) 国公立大学の専任教員に、他のアジア人を積極的に登用するとともに、アジア関係講座の開設を推進すること。

このような要請のうち、文部省への要請事項(3)、および公大協・国大協への要請事項(2)については、いち早く桃山学院大学が第二外国語に韓国・朝鮮語を加えることに決定し（七五年一〇月三日）、翌年度より開講した⁽²⁾。また、東京外大（七七年度）、富山大学（七八年度）などに朝鮮語学科が開設され、さらに七九年度からは大阪市立大経済学

(3) 韓国・朝鮮語科の設置、韓国・朝鮮語の第二外国語への加入、およびその関係講座の開設に伴う図書費、人件費等の大幅助成策を講ずること（アジア関係講座の開設促進）。

この「要請書」の前文には、「今日における日本をめぐるアジアの情勢には、きわめて厳しいものがあると考えます。それはたんに先進国と発展途上国とのあり方に関する問題のみならず、アジアの中においてアジア人の心を知らず、また自らがアジアの一員であることを十分に認識していない日本・日本人のあり方に対して、各方面から注目されていることは周知のとおりであります」⁽¹⁰⁾という厳しい交流にあるのではなく、善隣友好の実を挙げることに尽きるわけで、前述の国連大学の基本構想の①に策定された「アジア地域の事例を中心とする諸国民間の相互理解と協力のための比較研究」のためには、これまでの欧米を中心とした学問体系に加えて、アジア関係講座の開設、およびそれに伴うアジア人教授の採用が不可欠であると考えたからである。同日、岩間英太郎文部事務次官、井内慶次郎大学局長らとも会見し、東京外大への韓国・朝鮮語学科の開設についても要請し、懇談する機会をえたのである。

文部省への要請事項の(2)および(3)の特別助成について

部や日本大学国際関係学部などで第二外国語に加えられることになった。その間、塚本勲教授を中心とする大阪外大朝鮮語研究室は、一九七七年一〇月一日、「大学における朝鮮語講座設置及び増設の要望書」を各大学に送付し、関係講座の拡充を訴えるなど、運動は着実に拡大されつつある。

(2) 日本学術会議の基本精神に対する問題提起

国公立大学専任教員任用への厚い壁を突破するために、われわれは、日本学術会議第三部長・内田稜吉奈良県立短大議長、同第三部会員・狭間源三桃山学院大教授、同第二部会員・石本泰雄大阪市立大教授、同・甲斐道太郎大阪府立大教授らの紹介を得て、一九七七年三月一〇日、同会議会長・越智勇一麻布獣医大学長に対し、「定住外国人科学者の処遇の改善（＝外国人科学者の市民権）に関する要望書」を提出した。

これは、日本学術会議が政府に対して勧告した「科学研究基本法」の制定の趣旨、および同会議が作成を準備中の「科学者憲章」の基本精神に照らして、

「(1)、国公立大学の定住外国人に関する就職差別問題を十分に検討され、これに関する貴会議の基本的態度を明らかにするとともに、必要に応じて政府ならびに関係機関に対

し、処遇の改善のための具体的措置を取るよう勧告し」、日本学術会議法、同選挙管理規則、同会員選挙規則に国籍に関する明文規定がないにもかかわらず、これまでのところ、その有権者の登録を「日本国籍を有する科学者」のみに限定し、これまた現職外国人教授の意見が反映される機会を排除してきた日本学術会議に対し、

〔2〕、定住外国人科学者が、貴会議会員の選挙権および被選挙権を有することを認めること。もし、外国人科学者を排除することが、貴会議の職務および権限、または性格に起因するやむをえない措置であるとするならば、その論拠を明示する」ことの二点について強く要望するとともに、回答を鶴首する旨を付記したものであった。¹³⁾

一九七七年六月、同会議「科学者の地位委員会」野間繁委員長、同幹事・吉田武彦会員らと会見、「要望書」について懇談、その後、同年二月二十七日付で越智勇一会長より「定住外国人科学者の処遇の改善に関する要望について回答」(継続審議の由)を受けたが、その後いまだに音沙汰はない。われわれとしては、科学者の殿堂・日本学術会議の基本精神たる建前が、本音と一致するのかがどうか、興味深くその動向を見究める必要があると思う。いずれにせよ、それは日本大学教授の体質をありのままに立証する

ことになるからである。

(3) 京都シンポジウムによる運動の深化

「大学教員懇」の文部省、公大協・国大協、および日本学術会議に対する要請等は、ひろくマスコミに取りあげられ、一般社会の関心が高まるうちに、財団法人日本クリスチャン・アカデミー関西セミナーハウスとの共催で、シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」を開催することになる。同財団理事・伊藤規矩治同志社大教授、関西セミナーハウス所長代理・シュペネマン・クラウス氏、同主事・文屋善明氏、および崔忠植牧師らの肝入りで話が始まり、関西の各大学長、教授ら二四名のよびかけのもとに、一九七七年五月二八、二九両日、京都の日本クリスチャン・アカデミー関西セミナーハウスで八〇余名の参加者を得て開かれた。

このようなシンポジウムは、「世界中できわめて稀なもの」で、その内容は次のとおりであった。(発題・報告)
①「在日韓国・朝鮮人の任用の実情」、徐龍達、②「外国人の法的地位」、藤倉皓一郎同志大教授、③「行政法的観点からみた定住外国人任用問題」、岡崎勝彦名古屋大助手。(静想)「在日朝鮮人との出会い」飯沼二郎京都大教授。はなしあい(討論)は金東勲(大阪経法大)、洪炯圭(京

都精華短大) 両氏の司会で二日間にわたってもたれ、「任用問題の早急な解決を強く要望する」趣旨の声明(後掲資料1)が採択され、各方面に送付された。

京都シンポジウムの殆んどすべてを、新聞その他の論評(飯沼二郎、内田稜吉、徐龍達、伊藤規矩治、幼方直吉)および資料(人事院による外国人の就官能力、文部省等への要請書、公大協アンケート調査、大学教員懇の主要日誌等)とともに作成したものが小冊子『定住外国人と国公立大学——教員任用差別の撤廃を訴える』(僑文社、一九七七年一〇月刊、一一六頁)であり、任用問題に関してこの小冊子の果たした役割は、きわめて大きいものと思われる。

小冊子は初版三〇〇〇冊、増刷一〇〇〇冊計四〇〇〇冊が発行され、内閣法制局長官、人事院総裁、文部省など政府関係者、衆参両院の文教委員全員、日本学術会議会員全員、主要国公立大学長、国大協、公大協、定住外国人助手の在職する主要大学教授、文部省記者クラブなど新聞報道関係各社などに配布された。また、金敬得問題資料「司法修習生II弁護士と国籍」出版祝賀会(大隈会館)、日本キリスト教協議会・大韓キリスト教協議会共催の「在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム」(御殿場)など各方面に約三五〇〇冊が配布され、東京、京都、大阪の主要書店など

で販売されるなど、この任用問題の一般化に大きく作用したものと考えることができる。

京都シンポジウムの成果は、小冊子を通じて大きなうねりをもたらしたが、さらに重要なことは、日本人教授たちの側でこの問題を主体的にとらえていくこうとする動きが定着したことである。一九七七年九月五日、日高六郎(京都精華短大教授)、飯沼二郎(京都大教授)の両氏が代表となつて、「定住外国人の大学教員任用を促進する会」(促進する会)を発足させたのである。この会は、事務局を日高研究室におき、各大学間の情報交換、具体的問題の発生時における支援態勢の取り組みなどを活動方針におき、すでにレター・ニュースの発行も数次に及んでいる。

京都シンポジウムの後も、「大学教員懇」による文部省大学局長・佐野文一郎氏、国際学術局長・井内慶次郎氏(現・文部事務次官)、国大協、公大協などとの交渉は続けられた。特に、公大協では当時の森川会長(大阪市立大学長)、田畑茂二郎副会長(京都府立大学長)らの積極的な取り組みもあって、「外国人教員の任用状況について」公大協三三三大学の実態調査を行ない、七七年五月に公表している。¹⁵⁾

国会筋では、受田新吉議員(民社)が最初で、次に、上田卓三議員(社)にも運動推進を依頼し、国会質問などをし

ていただいたが具体的成案には至らず、たまたま、知人の紹介があって、七七年二月六日、自民党文教部会長・藤波孝生議員（元文部政務次官）と会見、任用問題の推進について懇談し、同議員も趣旨に賛同されたので、具体的な成案への見通しが得られたわけである。その後、毎日新聞の「教育を追う」第四部「国際化の中で」（同年一月二十二〜二十四日）の取材で、「大学教員懇」と「促進する会」の動きが全国的に報道されたが、文部省では定住外国人よりも外国人全般にまで拡大しようとする動きがあることが記者の調べて明らかになった。翌年一月三日、「国立大学教官へ外人任用検討——文部省」と毎日新聞の全国版で報道され、三月二〇日の参議院予算委員会における秦野章議員（自民）の真田内閣法制局長官、砂田文相に対する質問へと続き、議員立法がほぼ固まりかけるが、後に政府案に固ま¹⁶っていく。秦野議員が内閣法制局長官からの見解を引き出したのち、受田議員は七八年八月一日の衆議院内閣委員会において外国人教授問題について質問し、藤井人事院総裁から、積極的に進めるとの答弁をえている（内閣委員会議事録第二六号、二六頁）。これで衆参両院とも、一応前向きな姿勢が固まった。

一〇月一四日、大阪商銀ホールにおいて、金東勲大阪経法大教授の主題報告、コメンテーターに石本泰雄大阪市立大教授を迎えて開かれたが、石本教授は、任用問題に対する公大協見解（未公表）を中心に詳細なコメントをなされ、問題の所在は大きくクローズ・アップされた。

さらに、「大学教員懇」および「促進する会」とは直接の関係はないけれども、一月四日、法律専門家による「特別措置法（案）」検討集会（よびかけ人・奥平康弘、千葉正士、田中宏の三氏）が東京・自由人権協会において開かれ、法案の問題性がさらに深く検討されている。「大学教員懇」も法案のもつ問題点について例会、幹事会などで検討をかさね、七八年一月二九日、文部省記者クラブおよび大阪科学記者クラブの二か所において、「国立大学の外国人教員任用に関する特別措置法（案）」に対する見解」を発表（後掲資料2を参照）、井内文部事務次官らに手渡すとともに、各方面に配布した。

このような一連の動きとそれに関する報道は、任用問題に関する社会の関心を高め、東京シンポジウム開催の基盤を固めたといってもよい。

一九七八年二月一〇日、「世界人権宣言」が国連で採択されて三〇周年を迎えるこの日に、東京市ヶ谷の「家の光会館」においてシンポジウム「定住外国人の国立大学教

(4) 東京シンポジウムによる運動の発展

「大学教員懇」と「促進する会」は、真の国際化のための大学の体質改善、定住外国人研究者の教育・研究の機会均等、差別と偏見の是正などさまざまな思いのうちに、一九七八年一月二一日、東京シンポジウム開催について懇談した。同年四月六日、自民党文教部会で国立大外国人教授任用に関する試案決定後、その内容が定住外国人の立場を考慮していないとみられることなどの問題もあって、試案に関する研究集会が開かれることになり、同年五月十七日、京都パレスサイドホテルにおいて、「国立大学の外国人教員に関する特別措置法（案）」について愛知県立大・田中宏氏の報告を中心に意見の交換が行なわれた。

「特別措置法（案）」の問題点については、公大協の専門委員との意見交換をはじめ、「大学教員懇」の幹事会、例会でも検討し、国大協、公大協の要職にある主要大学の学長、森嶋通夫ロンドン大学教授らのほか政界、報道関係者、同胞各位からの情報蒐集と意見の交換を行なった。その後、「促進する会」からの正式共催申し込れを受けたかたちで、七八年九月二七日、「大学教員懇」第二一回例会で東京シンポジウム開催を正式に決定したのである。

「特別措置法（案）」に関する二回目の研究集会は、同年員任用問題——とくに『外国人教員任用等に関する特別措置法案』に関して」が開催された。シンポジウムは、運動を拡大する意図から、二団体の共催よりも発起人・賛同者を募つてよびかけることになった。発起人には、飯沼二郎（京都大）、幼方直吉（愛知大）、大田堯（都留文科大）、姜文圭（近畿大）、関 寛治（東京大）、沼田稲次郎（東京都立大）、旗田 巍（専修大）、日高六郎（京都精華大）、森川晃脚（大阪市立大）の各先生方と徐龍達（桃山学院大）が名を連ねた。また賛同者には、エー・ビー・テラ四国学院大学長、シスター・セント・ジョン・ノートルダム清心女子大学長、ヨハネス・ヒルシュマイヤー南山大学長、戴国輝立教大教授、また海外からの森嶋通夫ロンドン大教授らを含めて九九名の参加があり、発起人を加えれば、国公私立大学長二十七名を含む一〇九名の賛同をえたことになり、この種の運動としては異例の幅広いよびかけとなった次第である。

シンポジウムは、日高六郎教授と徐龍達の司会により、旗田巍教授「開会のことば」、飯沼二郎教授「定住外国人の人権問題と市民運動」、兼子仁東京都立大教授「教育法からみた特別措置法（案）」、金東勲大阪経法大教授「定住外国人からみた特別措置法（案）」の報告・問題提起があったのち、小沢有作東京都立大助教授、張年錫大阪大助手、

岡崎勝彦名古屋大助手、大沼保昭東京大助教による意見発表があり、報告・発表者による討論、また参加者を含む自由討論が交わされた。

その後、田中宏愛知県立大助教による「まとめ」があり、シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」東京集会アピール（後掲資料3を参照）を採択した。当日特別参加の参議院・柏谷照美議員の所見表明、また発起人側から沼田・都立大学長、関・東大教授らの特別発言があつて、真の国際化、国際交流とは何か、法案の根本理念などを問うこの日の話し合いに錦上花を添えたのである。最後に、「閉会のことば」に指名された筆者が、成長時代から低成長時代への転換に即応して、日本の足許・アジアの後進性のもつ素朴な良さを再認識するために、アジア各国との交流に国際交流の重点をおくよう発想の転換を求め、東京シンポジウムは閉会となつた。

このシンポジウムで、兼子都立大教授は法案のプラス面とマイナス面を指摘されたが、特にマイナス面に力点をおき、「公権力の行使、国家意思の形成」の見解は、警察的な権力行使をする公務員を対象に考えたものであつて、大学教員は一般公務員とは異なるから、議決権制限の削除を要求すべきであるとされ、また、大学教員の人事は、大学自治の支柱をなすものであり、人事権の制限は憲法第二三条

七九年一月三〇日付で法案に関する「要請」と「見解」を発表している（後掲資料4を参照）。

このような動きはまことに時宜を得たものであり、われわれが東京シンポジウムを、まさしく運動の発展と解する所以でもある。次に、外国人の一般職公務員としての任用実例を国公立大学の現状から取りあげ、のちに法案の問題点を考察することしよう。

注(10) 前掲、「定住外国人と国公立大学」、八八～八九頁。

(11) 前掲書、九〇～九二頁。

(12) 各大学の開講状況については、大村教授の論稿を参照のこと。大村益夫、「大学における朝鮮語講座の現状」、季刊三千里、第二二号（七七年十一月）、二〇六～二一六頁。

(13) 前掲、「定住外国人と国公立大学」、九二～九五頁を参照。

(14) 報告者のうち、岡崎氏の論稿は印刷に間に合わなかつたが、同氏はその後、行政法の立場から綿密な検討を加え、この問題に関する初めてのユニークな論文を発表している。同氏、前掲稿、一七九～二〇頁。

(15) 前掲、「定住外国人と国公立大学」、九九～一〇三頁所載。

(16) 田中宏、「国公立大学の定住外国人任用問題」、「朝鮮人」、第一六号、三二頁にその前後の経緯が記されている。

違反の疑いがあると表明された。次に、金教授は、定住外国人にも市民権が認められるべきだとの見地から、国民概念の都合よき解釈を批判し、生存権⁽¹⁷⁾の裏付けなく自由権はないこと、外国人の人権は日本国家の論理より優先すること、新法案は定住外国人を考慮外で欧米志向である点などを中心に批判された。その他、各教授たちの貴重な意見と討論は、この運動の質的な展開をもたらす内容をもつものであり、それらはいずれ近い将来、一冊にまとめて公刊したいと念願している。

東京シンポジウムの模様は、京都シンポジウムと同様にさらに拡大されて各紙に取りあげられたが、特に本年の元旦には、朝日新聞論壇に森嶋教授がロンドンから寄稿され、外国人教授任用に際して人事権等の制限を付することに強く反対の意を表明されている。これを受けて松下圭一法政大教授は、「明治憲法型の国家観念にモタレかかって、封鎖的かつ権威的な国家意識を補強してきた憲法理論ないし公法理論の猛省をうながしたい」と論断されている⁽¹⁸⁾。

ほぼ時を同じくして、東京近辺の各大学に在職する法学専攻者たち二五名は、「この法案の実質的な規定は、その立派な目的を損うおそれのあることが知られました」。それは「わが国の大学制度と学術体制に禍根を残すものと考え、ひろくその見解を伝えて一考を煩わせたいと、一九

(17) 金東勲、「国際人権規約と定住外国人の生存権」、「部落解放研究」、第一四号（七八年六月）、三四頁以下を参照。

(18) 森嶋通夫、「国際社会での安全保障とは」、朝日新聞、七九年一月一日付論壇。

(19) 松下圭一、「国際化への課題山積」、新日新聞、七九年一月三〇日付、「論壇時評」(上)。

三、公務員としての外国人教員任用の実例

(1) 定住外国人の地方公務員任用の事例

人事院事務総長の一九五三年の見解によって、定住外国人を一般職公務員に採用することはできない、という「慣例」が定着しているかにも見える一方、実はそれ以前から、またそれ以後においても、意識的な人たちの努力によって、外国人公務員が着実に増えている事実は見逃せない。まず、大阪府公立学校教員の事例は、一九五〇年三月の小学校教諭・康昌己氏の辞令に始まり、多数の韓国・朝鮮人が小・中学校教員に任用されている。また、人事院見解発表後もそれらの任用事例が続き、一九七五、七六年だけでも、大阪府教育委員会による韓国・朝鮮人教員の任用は一〇数名に及ぶ。兵庫県教育委員会関係でも、県立湊川高

校(七三年四月、一般職公務員)、県立尼崎工業高校などと、任用の事例は拡がっている。⁽²⁰⁾

また、一般職地方公務員事務職の採用事例は、一九七四年に兵庫県尼崎市が三名の韓国・朝鮮人を、また同年、西宮市も一名を採用している。大阪市では、教員のほか、医師、薬剤師、保健婦、研究員、司書、保母などの職種で二〇数人が市職員に採用されている。⁽²¹⁾

在日韓国・朝鮮人の権益擁護運動は、一九七四年四月、在日韓国人民懇談会(韓民懇)の決定が先行し、「大学教員懇」、在日韓国基督教教会館、部落解放同盟大阪府連、在日外国人の人権を守る会など一〇数団体の共闘による公営住宅入居差別撤廃闘争(対大阪府、同年一〇月四日)が先駆的役割を果たしたことになるが、タイミングとしては川崎市における権益闘争がやや先行したことになる。われわれの大阪における行政差別撤廃運動に触発された韓国系の民団大阪府本部は、この運動をその後独自に近畿各地方本部に拡大させ、さらに民団中央本部を動かして、全国的規模に拡大したことは周知のとおりである。民団中央本部のおひぎ元・東京における権益闘争はその具体的な闘争事例に乏しく非常に立ち遅れており、人権意識の昂揚もいま一步の感を拭いえない。したがって、日本政府を動かさるべき外国人教授任用や児童手当等の諸問題も、関西からの

運動によって認識を深めるといった現状である。韓国・朝鮮の南北両団体とも政治問題には力を入れすぎるほどであるが、同胞の民生・教育等の諸問題については、今後のより積極的な取り組みを期待したいところである。

ともあれ、地方公務員の採用を認めた地方自治体は、一九七八年一月末現在、東京都下を除く全国七三市町村に及んでいる。⁽²³⁾その内訳は、東京都を除く関東一(神奈川三、千葉五、栃木二、群馬、新潟各一)、北海道一一、秋田三、中部・北陸一七(愛知五、岐阜三、三重八、富山一)、近畿二〇(大阪府、大阪市、東大阪、和泉、岸和田、池田、吹田、高槻など一六、和歌山三、滋賀一)、中国五(広島市ほか一、島根二、山口一)、九州一(佐世保)、四国三(徳島市ほか二)となっている。

これらの地方公務員任用が違法でないことは、政府側の回答で明らかである。すなわち、(1)、昭和二十四年五月二六日付自発第五四六号、外国人を県職員として採用することについて、愛知県知事宛、総理庁自治課長の回答、(2)、行政実例昭和二十七年七月三日付、地自公発第二三四号、職員任用上の疑義について、京都府知事公室長宛、地方自治庁公務員課長の回答で、いずれも、地方公務員法その他の国内法にたら制限規定がないので、原則として差しつかえないものと解するとの趣旨である。⁽²⁴⁾

(2) 定住外国人の国立大学教員任用の事例

世界の各国で、かなりの日本人が国立大学の教授として活躍中であることは周知のとおりであって、その事例の列挙にはこと欠かない。さらに、一九七八年四月三日、技術開発の分野で卓越した理論的業績をあげたり、実践的に優れた業績をあげた人々の最高の荣誉とされている「アメリカ国立工科学士院」の新会員が発表されたが、アメリカ人百人のほか外国人一九人も加えられ、そのうち日本人と

しては安藤良夫、一本松珠璣、武藤清の三氏が含まれている。日本の学士院などでは考えられないことだ。日本人には、フルブライト奨学金やフンボルト財団のおかげで留学し、成果を挙げた研究者がかなりの数にのぼるが、逆に、この種の財団を日本に設置したという話を聞いたことがない。西ドイツの国をあげてのフンボルト財団京都集會に、当時の福田首相は恥ずかしい思いをしたと報道されたが、思うだけでは文化交流の一方通行を改善することはできない。これは日本人すべてにかかわる精神的課題であろう。

〔第1表〕外国人採用実態比較

	国立大学	私立大学
大学学長	0(人)	16(人)
特別招へい教授	3	0
常勤教師	231	858
非常勤講師	447	1252

〔第2表〕外国人雇用数推移

年度	外国人教師	外国人講師
1952	39(人)	12(人)
1960	68	109
1965	95	176
1970	105	253
1972	117	259
1975	165	300
1976	192	316
1977	210	340
付記 1978*	234人	352人

* 付記部分は、毎日新聞1979年2月12日付記事から引用した(徐)。

〔第3表〕国籍別外国人教師・講師の雇用状況（国立大学等）

国籍	職名	1975年度		1976年度		1977年度	
		教師	講師	教師	講師	教師	講師
米国		50	136	60	144	63	151
ドイツ		30	30	35	31	39	32
英国		24	15	25	21	28	21
フランス		18	22	21	20	27	22
中国		7	19	8	18	10	20
韓国		3	4	3	4	5	7
カナダ		4	10	5	13	3	16
イタリア		3	6	3	6	3	7
インド		3	4	4	3	3	2
ソ連		1	8	1	9	2	12
スイス		2	12	2	8	2	10
ベルギー		1	6	1	9	2	8
イスラエル		2	5	2	5	2	5
アイルランド		1	2	2	4	2	5
タイ		2	1	2	1	2	1
インドネシア		2	1	2	1	2	1
アルゼンチン		1	1	2	1	2	1
オーストリア		2	3	3	1	2	0
オーストラリア		1	5	2	3	1	4
その他		8	10	9	14	10	15
計		165	300	192	316	210	340
(付)アジア人計		17	29	19	27	22	31

また、国立ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの一・二名の正教授のうち、英国人は五名だけで七名が外国人、しかも日本の国立大学よりもはるかに権限が強いロンドン大学長には、ドイツ人が選ばれている。文化勲章受賞者で、その外国人教授の一人である森嶋通夫氏は、七八年九月、大阪商工会議所創立百周年記念講演会で、在日韓国・朝鮮人らを排斥している国立大学の現状は、「国際的にみて、スキャンダルである」と強調している。日本の大学の現状をスキャンダルだと深刻に受けとめるような国立大学教授は、果たして何人いるであろうか。それだけ、大学の閉鎖性、大学の平均的な体質には救い難い面があるといえよう。

日本は戦後、国家公務員法の施行に伴い、それまでの「官吏」の概念は法的には消滅した。したがって、国家公務員は無定量の忠勤義務を負うものではなく、外国人も職種によっては国家公務員に任用しうるようになった。⁽²⁵⁾この法解釈が正しいところから、後述の一般職国家公務員（助手）が生まれることになる。俗にいう「外国人教員」は、国家公務員法第三条⑦の条文「政府又はその機関と外国人の間に個人的基礎においてなされる勤務の契約」の範疇に入るもので、直接、国家公務員法等の適用は受けない。「外国人教員」には、「外国人教師」（常勤）と「外国人講

師」（非常勤）の二種類があって、いずれも外国人の特性をもって日本人に教えるための語学の教員用で、専門科目には原則として適用されない。

外国人教師・講師の任用状況等については、「第1表」、「第2表」、および「第3表」をご参照願いたい。⁽²⁶⁾これらの教員のうち、各大学が適当と認める場合には、「客員教授」、「招へい教授」などの称号を付与するが、給与には無関係である。

このような外国人教師・講師の任用状況からも、日本の教育体系の歪みが指摘できる。日本は明治以来、ひたすら欧米先進国の近代化路線を追い続けたが、その欧米一辺倒の結果が、逆にまた、自然破壊、公害をもたらし、人間の生活環境を悪化させたことは周知のとおりである。一辺倒の史実を（「第3表」）の雇用状況から集計すると、過去三年間における外国人教師のうち、アジア人（太字）の占める割合は一〇・二パーセント、外国人講師では九・一パーセントにすぎない。教師・講師の合算では、三年間で一五二三人のうち一四五人、つまり、九・五パーセントしか任用していない。語学は交流のかなめであるから、アジア各国との文化交流、国際交流は、かけ声だけの虚しいものだということがわかるが、日本人は果たしてアジア人なのかどうか、心の底から反省しなければならない。

この僅かひとつの資料をとってみても、日本の教育の志向方向がわかるわけだが、語学の教育体系が殆んど九割も欧米偏重になっており、アジアの言語を教える大学が少ないところが問題なのである。それゆえ、「大学教員懇」は、アジア関係講座の拡充を文部省等に訴えるとともに、真の国際化のために、アジア人教員の任用増大を強く要請しているわけである。これらの外国人教員は、すべて一年毎の契約で更新もできることにはなっているけれども、基本的には臨時職員という不安定な位置におかれている。

たとえば、一九七八年一月に報道された和歌山大学外国人教師、ジーン・S・ジェラードさん(64)の「契約更新拒否」事件がその実例である。ジェラードさんの講義は、「独創的、進歩的で、黒人差別や部落差別問題をテーマにしたり、動物園に学生を連れて行き、感想を英文で書かすなど、地方大学の中にあつてかなりの型破り」だったが(毎日新聞、78・12・14)強い教育信念の持ち主のようであり、一三年間も更新してきた契約を、一方的に解雇通知されたのである。学生、教え子らを中心に市民グループが六千名以上の署名を集めて支援している。

「促進する会」も、この問題に積極的に取り組んでおり、「全国の国立大学に在職する外国人教師二百数十人の地位、処遇など身分保障、人権問題にも発展」(朝日新聞

79・1・12)しそんな問題をやらんでいるところから、「大学教員懇」も筒井信定・和大学長に対して、「外国人教授の任用を推進中の団体として、強い関心をもたざるをえない」と意思表明をしている。その後、大学側は、「解雇通知を条件付きながら撤回した」(朝日新聞79・2・27)けれども、解決にはほど遠い。この事件は、日本の「開かれた大学」への一つの試金石になる重要問題であろう。

このような外国人教師以上に問題なのが、定住外国人の万年「助手」問題である。(88)「大学教員懇」が文部省に照会した「国立大学(全国八八大学)に任用されているアジア人助手の実情」に対する回答が寄せられたが、「第4表」はその実態を示している。ここに表示された「助手」は、前掲の外国人教員に含まれない正式の国家公務員であり、したがって、国家公務員法の適用を受けるものである。その内訳は、韓国・朝鮮籍が一五人、中国・台湾籍が一三人、計二十八人が一一大学に在職中であることが判明した。定住外国人研究者が多い京都大学、名古屋大学に「助手」が一名も採用されていないことは、むしろ異常であると思われる。

助手は教員、職員の内いずれであろうか。微妙な問題である。一般の社会通念からすれば、助手から専任講師、助教へと昇任できることから、教員だと考えられている

〔第4表〕 外国人勤務者(助手) 在職状況

昭和52年7月1日現在

機関名	国籍	所属	雇用関係
北海道大学	韓国	理学部物理学科	一般職国家公務員
	韓国	工学部金属材料工学科	"
東北大学	中国	医学部附属病院(分院)	"
	中国	医学部附属病院	"
	中国	医学部附属病院	"
	中国	医学部附属病院(分院)	"
	中国	医学部附属病院	"
山形大学	韓国	医学部附属病院	"
	中国	工学部	"
東京大学	中国	工学部	"
	中国	工学部	"
	中国	工学部	"
	中国	工学部	"
新潟大学	朝鮮	医学部附属病院	"
	朝鮮	医学部附属病院	"
金沢大学	韓国	医学部附属病院	"
	韓国	医学部附属病院	"
岐阜大学	中国	医学部附属病院	"
	中国	医学部附属病院	"

機関名	国籍	所属	雇用関係
大阪大学	韓国	医学部	一般職国家公務員
	"	小児学教室	"
	"	電気工学科	"
	"	微生物病研究所	"
	"	臨床部	"
	朝鮮	工学部	"
	"	原子力工学科	"
	"	微生物病研究所	"
	"	動物ウイルス部門	"
	"	微生物病研究所	"
	"	菌株保存施設	"
	"	産業科学研究所	"
	"	電子科学研究所	"
	"	歯学部	"
	"	歯学部	"
中国	医学部	"	
神戸大学	中国	医学部	"
	中国	医学部	"
九州大学	中国	医学部	"
	中国	医学部	"
長崎大学	中国	医学部	"
	中国	医学部	"

(注) 国籍欄の「朝鮮」は原文で「北朝鮮」となっているものを筆者が訂正した(徐)。

長崎大	北九州大	"	"	"	"	愛知大	愛知大	札幌大	九州大	奈良大	和歌山大	大阪大	京都大	東京大	大学名
アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	アメリカ	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	国籍
外人嘱託講師	外国人教師	"	"	"	"	客員教授	客員教授	外国人教師	助手	助手	助手	助手	助手	助手	地位
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	放射線	泌尿器科	内科	整形外科	麻酔科	診療学	担当
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	雇用関係

(第5表) 外国人教員の任用状況

が、法的には職員の範疇に入ると考える向もある。教育公務員特例法第二条第二項では、「教員」(教育公務員)とは、国立機関の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師をさしている。大学助手についての規定は同法には見当たらないが、同法第二条教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)で、「国立又は市立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部省設置法…並びに国立学校設置法…に規定する機関の長及びその職員のうち、もっぱら研究又は教育に従事する者」が助手に相当すると思われる。

また、任免についても、学長、教員については大学管理機関(評議会又は教授会)の申し出に基づいて、任命権者が行なうが、常勤講師と助手については、大学長に任命権が委任されている。したがって、国立大学においては、外国人の講師、助手の任用は各大学において独自になしうるわけである。

(2) 定住外国人の公立大学教員任用の事例

公立大学協会(会長・高木健太郎名古屋市立大学長)では、前会長・森川晃卿大阪市立大学長の時から「大学教員懇」の要請を前向きに取りあげ、「外国人教員の任用状況に関するアンケート」を全加盟大学から集計し、一九七七

年五月一日開催の公大協総会に報告している。本項では、その集計を中心として任用の実情について考えたいと思う。

公大協のアンケートは、公立大学における

- ① 外国人教員(非常勤講師を除く)任用の状況
- ② 講師以上への昇任の問題
- ③ 教授会の構成員の問題
- ④ その他、韓国・朝鮮関係科目の設置状況

についての実態調査であった。文書による調査の時期は一九七六年七月で、回収率は一〇〇パーセントであった。その後、電話等による補充調査を経て報告書が完成されている。

アンケートの概要は、①について加盟三三大学のうち、外国人を任用している大学が一大学二四名で、公立大学の専任教員五、四六三名(一九七六年度実態調査)の僅か〇・四パーセントにすぎないことがわかった。また、この一二大学の事例をその任用形態別にみれば、

- ① 一般職公務員として任用している大学は六大学九名(医歯科系八名、人文科学系一名)で、全員が定住外国人「助手」であること
- ② 外国人教師や客員教授などとして任用している大学は六大学一五名(語学系一四名、音楽系一名)である

こと

などが判明した。これらの詳細については、「(第5表)外国人教員の任用状況をご参照願いたい。この任用状況から、アジア人はすべて一般職公務員としての「助手」で、また欧米人は公務員法の適用を受けない個人との一年契約であるため、その地位の表現も大学によって異なることがわかる。任用の期間、賃金体系なども異なる。

- 次に、任用していない二一大学の理由については
- (イ) 制度として任用できない ○大学
- (ロ) 慣行的に任用していない 一大学
- (ハ) 制度として任用できるが、該当者がいない 一〇大学

(ニ) その他(過去の任用例なし、外国人任用の制度なし、現在その必要なし、特に理由なし) 一〇大学となっている。

(イ)については、制度的に問題がなければ大学人の体質が問われることになるが、大学当局がその本音を出さきいていない回答だと思われる。帰化をすれば就職ができるという勧誘があるのは、けっして一教授の意思だけではない。(ロ)は最も正直な回答だと思われる。(ハ)については、むしろ、そういう大学を公表していただいで、多数にのぼる定住外国人の博士浪人にも、就職の機会均等をはかるべきである

う。この回答は、大学教授らが推薦する意思がないからだとはいえる。公大協の善処を期待したい。(二)については、全くの陳腐的回答としかいいようがない。逆にみれば、日本の大学の現状を率直に示しているといえる。任用例がないからわれわれが問題にしているのである。いかなる出自の人間も基本的な人権が保障され、国際的にも内外人が全く平等の地位を有するようになった現代を、大学人たるもの、もっと直視する姿勢が望まれる。

アンケートの②、講師以上への昇任について、これは定住外国人が最も注目している課題であるが、定住外国人を任用している六大学、および、制度として任用できるが該当者がいない、とする一〇大学の計一六大学からの回答は

- (イ) 昇任できる(任用中の大学から) 一大学
- (ロ) 具体的事例が出るまでわからない(〃) 三大学
- (ハ) 過去に講師への任用例がある(〃) 一大学
- (ニ) 明確な規定がない(〃) 一大学
- (ホ) 教授会の構成資格の有無により判断する必要あり 一大学
- (ヘ) 任用事例がなく、任用の必要が生じた場合に検討する 九大学

となっている。つまり、大勢は具体的事例ができて、任用の必要が生じた時に検討するということになっているが、

討する

(イ) 具体的事例が出た時に検討する 五大学
 となっている。簡単に所見を述べたならば、(ロ)については、昇任した時に検討するという回答では、永遠に昇任の機会はないであろう、現在、国公立大学で定住外国人が講師以上に昇任できないのは、まぎれもなく前述の人事院見解に拘束されているからなのだが、教授会の構成員になれば、「公権力の行使」または「国家意思の形成」に参画することになると解釈するところから、「助手」からの昇任

〔第6表〕教授会(意思決定機関)の構成員について

	任用中の大学	任用可能大学	計
構成員である	注1 一大学	注2 一大学	二大学
構成員でない	注3 五大学	九大学	五大学
具体的事例が出た時検討する	六大学	一〇大学	一六大学
計			

注1 教授会に助手・助講層の代表が参加する制度
 注2 助手以上で教授会を構成
 注3 教授会構成職種等に昇任した時検討

昇任できると回答した大学が一大学でもあることは、今後に希望がつけられる。

「大学教員懇」は、定住外国人の「助手」が講師以上に任用されることを新しい時代に即応すべき日本の大学における人事の閉鎖性を打破するための基本的な課題として捉えている。その意味から、各大学の上記のような回答内容では一歩も前進することができないとみて、地方自治体の一般職公務員の採用事例、小中高校教員(教育公務員)採用の事例(先に紹介済)などを援用しつつ、一九七七年四月五日、公大協に対して「在日韓国・朝鮮人の公立大学専任教員任用に関する質問書」を提出するに至った。その趣旨は、専任講師以上への任用が可能である、との公大協としての見解表明を問うたものである。公大協の基本問題委員会(委員長・西山卯二郎大阪府立大学長)としては現行法のもとで、任用できるとの見解がまとまったとの伝聞があるが、新しくして緊要なこの問題に対し、前進的な統一見解が表明される日の早からことを期待するのみである。

最後に、③教授会の構成員になれるかどうかの問題であるが、その回答は「第6表」のとおりである。すなわち、

- (イ) 構成員である(助手ないしその代表が教授会に参加している) 二大学
- (ロ) 構成員ではない(教授会構成職種に昇任した時に検

を教授会メンバーが賛成する筈がないからである。ある大学の事例では、「助手」からの昇任を主任教授が推進しようとしたとき、事務局側から反論され、昇任が実現しなかったということが、京都シンポジウムで報告された。

したがって、教授会の機能や教授の職務権限などについて日本人教授たちが自ら真剣に討議し、一定の統一見解を出してからでなければ、現状では「助手」の昇任問題は提案できないであろう。教授会構成職種に昇任した後に、構成いかんについて論議することには矛盾がある。

(イ)の回答も、ほとんど生産的な意味をもたない。すでに昇任の具体的な事例がもたらがっているある公立大の某「助手」について、自治省あたりが反対して、事務当局も難渋しているときいている。日本人は日本人教師が教えるべきだ、という古い考えも顕在している。これは、国際社会における日本人の孤立感——それは経済大国になるほど強まっているが——からくるゆがんだ国家主義のあらわれにほかならない。仮に現在の「助手」のすべてが教授になったとしても、日本人の〇・二パーセントにも充たないのに、「被害」妄想は天を衝きいきおいである。教育公務員特例法をひもともくまでもなく、大学教員の採用、昇任は各大学教授会が行なうことになっており、行政府や事務官僚の干渉すべき問題ではない。公立大の教授会が、ある「助手」

を實力ありと認めるならば、自ら昇任を決議し、大学の自治・人事権の自主的な行使が確立されるよう、衷心より切望する次第である。

なお、公立大学の「助手」と外国人教員との給与格差は、地方自治体により多少の差異はあるとしても、ほぼ国立大学と大同小異であるとしてさしつかえない。⁽³⁰⁾以上、公大協による実態調査は、概して閉鎖的な日本の大学の実情をそのまま表わしたものとええよう。だが、一部の公立大学では、すでに事務当局も含めて、万年「助手」の壁を取り払う努力を重ねていることは同慶の至りである。また、対文部省、自治省関係など、いろいろと打開すべき問題をかかえながらも、公大協がわれわれ「大学教員懇」の要請事項について、かなり積極的に取り組んできたことは評価しなければならぬ。

(4) 現行法のもとでの助教教授任用の三事例

以上の国立公立大学における「助手」、外国人教師・講師の任用事例は、もとより「大学教員懇」の運動の過程で明らかにされたものであり、今後の運動展開にとって基礎的資料になることはいうまでもない。ただし、これらの雇用の実態を知ることによって、関係法令ならびに人事院見解、さらには大学人の体質の問題性が抽出可能になるから

である。

かねてより、日本の官庁、国立公立大学等は前例主義で有名である。前例のない事柄はなかなか採用にならないが、前例のある事項については、きわめてスムーズに事がはこばれる慣わしがある。ここに紹介する三つの助教教授任用の事例は、その意味からすれば、より早く大多数の大学関係者に知らしめるべき事例であった(現職のみ匿名とする)。

〔事例1〕 慎重亮氏(朝鮮籍、通名・山本重亮)は、一九四五年二月二日付、国立東北大学医学部助手に任用、同年五月から一時、宮城県技師に採用、同年一月三十一日付で再び東北大学助手となり、東北大付属病院長町分院に勤務、一九四六年三月三十一日付、同大学講師嘱託、一九四七年七月一日付、東北大医学部助教教授に昇任した。その後、一九六〇年(昭三五)四月一日付で辞職し、朝鮮民主主義人民共和国へ帰国、ピョンヤン医大教授を勤め、一九七八年一月、朝鮮で逝去された旨の報道に接している。

慎重教授が、東北大助教教授に任用されたのは、当時の東北大教授会構成が教授のみのところで、いわゆる「公権力の行使」、「国家意思の形成への参画」という一九五三年六月の人事院見解が発表される以前のことであったが、発表後も問題にはならなかったようである。このことは筆者が直接、東北大学で調査済であるし、また日本人教授による確

認もある。⁽³¹⁾逆にいえば、助手も教授会の構成員になっている大学では、人事院見解をそのまま遵守すると前提すれば外国籍の助手任用は不可能である、ということになる。現在の東北大学教授会の構成は、医学部では部局によって異なり、専任講師もメンバーになるところもある由に聞いている。

〔事例2〕 窪田秀雄氏(シアトル生まれ、アメリカ籍)、一九四八年一月二四日付、市立神戸医科大学助教に任用、その間、一九六四年に国立神戸大学医学部に移管、一九六九年一月三十一日付で退官されるまで、神戸大学医学部助教教授であった。

この事例については、人事院見解のあとに照会した政府機関の公文が残っている。⁽³²⁾

「神戸医科大学助教教授・窪田秀雄の国籍条件に関する件」について、外務省欧米局長代理・寺岡洪平氏が照会した公文(昭和二十九年九月一七日付欧米一第五九二号)に対する法制局第一部長、高辻正巳氏の回答文(同年一〇月二七日付、法制局一発第五一〇号)によれば、

「……公立大学助教教授の地位は、助教教授が学校教育法第五九条第二項の規定に基づき、大学の教授会の構成員とされる場合は別として、それ自体としては公権力の行使なり、公の意思への参加をその職務内容とするものではなく、単

に技術的ないし学術的労務の提供をその内容とするものであるから、その地位に就くためには必ずしも日本国籍の保有を必要とするものとは考えられない。従って、窪田秀雄の占めた右の地位は、日本国民のみがこれに就きうる地位である、とは認め難い。」

この法制局見解では、教授会が国または公の意思形成にかかわるものとした前提に問題は残る。「公」とは、主権在民の今日、国民、市民の意思が「公」を形成するものであって、明治以来の国家崇拜的「公」の意思は大いに議論の余地がある。とはいえ、この事例は、外国人が助教教授以上へ任用されることを、条件付ながら政府が認めた貴重な事例である。

〔事例3〕 J・I・W氏(アメリカ籍)は、一九七三年五月一日付で東京都立商科短大の専任講師(英語担当、一般職公務員)として任用され、一九七六年四月一日付で助教教授に昇任し、現在にいたっている。

周知のように、現行法では大学教員の人事権は教授会が行使するようになっていた。外国人教員のうち、一般職公務員としての助教教授以上の事例は、ここに紹介したもの以外にはなさそうであるが、その事例の少ないのは大学人の責任なのかどうか。文部省当局は、「教授にするとかは、最終的には大学が独自に決めることで、文部省が関与する

ことではない」し、「肝心の大学当局から、外国人を教授にしたいなどという上申書が上がってこない」と責任を転嫁している。文部省への上申どころか、事務局の段階でボツにされるのが実情ではないかと思う。W氏の問題については、都立商科短大が人事権に関する教授会自治を、ほぼ完全に確保するかたちで外国人助教教授を任用している点に注目したい。ここでは、次のような「外国人教員の取扱いに関する基準」を教授会で決定してから推進されたものである。

外国人教員の取扱に関する基準（昭和四八・四・二六都立商科短大教授会決定）

外国人教員の取扱については、「取扱規程」が制定されるまでの間暫定的に次の基準によるものとする。

一、採用のための能力要件

日本語の理解力があること。

二、管理職（学長、学科長、図書館長）の就任等管理職には選任しない。

三、教授会（学科教授会を含む）への参加

教授会の審議事項のうち下記の事項の審議には参加できない。

- ① 学生の入退学・懲戒に関する事項
- ② 教員の任免・懲戒に関する事項

集、四四頁。

- (22) 拙稿、「在日韓国人の権益擁護運動」、「コリア評論」、一六二号、四三〜四八頁を参照。
- (23) 統一日報、一九七八年二月一六日付記事「行政差別撤廃運動、質面でも大きな前進」を参照。なお、七九年一月末集計では、地方公務員採用は八五自治体になっている（統一日報、七九、二、二八、社説）。
- (24) 詳細については、前掲拙稿、「定住外国人と国公立大学」所載、三〇〜三二頁、および、「朝鮮人」、第一六号、五一〜五二頁を参照。
- (25) 一九五〇年六月八日付、公法調査委員会決議、「法曹時報」、第二巻第七号（一九五〇年）三三二頁（「東京大学新聞」、七八年二月六日付二頁資料）、「月刊アジアの友」（アジア学生文化協会刊）、第一六四号（七八年八月、国公立大学における外国人教員任用問題について特集、九〜一一頁、および、岡崎勝彦、前掲稿、一八七〜一八八頁を参照）。
- (26) 「ステーツマン」、第三号、一四頁および三三頁より。
- (27) 外国人教師（常勤）の給与については、定住外国人「助手」よりは遙かに優遇されているといえる。「朝鮮人」、第一六号の拙稿、四六〜四七頁を参照。
- (28) 拙稿、「アジア人に厚い壁——国公立大学の外国人教員」、毎日新聞、七七年三月一日付夕刊（定住外国人と

③ 非常勤講師の任免に関する事項
ただし、上記の事項を審議する会議には出席することができる。

また、議長が意見を求めた場合には発言することができる。

四、学内委員会への参加

教員の人事に関する委員会を除き、全ての委員会に参加できる。

五、その他

前二項の規定にかかわらず、教授会が適当と認めたときは、当該教員は、この基準の三及び四で除外している審議事項の審議及び学内委員会に参加することができる（この項 昭和五〇・一一・一一教授会で追加決定）。

この基準の第四項までに関するかぎり、人事院見解をそのまま鵜呑みにしていたとみられる。その後、第五項の追加決定により、外国人教員も事実上、審議参加への途が開かれることになったが、これは同大学教授たちの主体性ある行動として評価しうるところである。

注(20) 拙稿、「在日韓国・朝鮮人の国公立大学任用の実情」、

「定住外国人と国公立大学」、二八〜二九頁。同稿、「朝鮮人」、第一六号、五〇〜五一頁。

(21) 民団中央本部、「なにが問題なのか」、差別白書第一

国公立大学」、七二頁に転載）。

(29) 岡崎勝彦、前掲稿、二二四頁。

(30) 「朝鮮人」、第一六号の拙稿、四六〜四七頁。

(31) 座談会、「外国人教員特別措置法の問題点」、前掲「月刊アジアの友」、一四頁A氏の発言。

(32) 「定住外国人と国公立大学」の拙稿、三三三頁。「朝鮮人」、第一六号の拙稿、五三〜五四頁。岡崎勝彦、前掲稿、一九一頁。

(33) 毎日新聞、七七年二月二四日付、「交流を阻むもの」。

④ 同社編、「教育を追う ④国際化の中で」、（七八年二月刊）一九五頁所載。また、西義之、「国立大学の閉鎖性を打破」、「ステーツマン」、第三号、二二頁を参照。

四、「特別措置法(案)」の内容とその問題点

(1) 三つの「特別措置法(案)」の内容の推移

本稿の「はじめに」および第二節の「運動の構築と展開」で述べたように、この「特別措置法(案)」の生成に至る過程は、決して中教審答申の延長ではなかったのである。

この問題を提起し、法案作成に至らしめた当事者としては、法案の思わぬ成り行きを注視しつつ、あとは日本人教授たちの主体的な取り組みを期待しているところである。

一九七五年一月二日、当時の永井文部大臣と会見して前掲「大学教員懇」の要請を行なったが、そのとき、受田新吉議員が国会で質問を行ない、永井大臣が答弁をなして議員立法をはかるものと思つたことが、走馬灯のようにわたしの脳裡をかすめる。両先生とも、この件には心から賛同し、実現させる意思があつた、とわたしは信じている。特に永井大臣は、国公立大学に外国人の任用が進んでいないのは、明治時代の大久保利通以来の因襲である、とさえいわれたほどであり、大臣交替後も引き続き尽力されていると聞いている。

ところが、その後、政治情勢が思わしくなく、議員立法の期待もいっしか雲散霧消しようとしていたのである。数人の国会議員に推進を依頼したけれども思うにまかせず、国大協なども文部省の顔色をうかがうばかりの様子であつた。

戦後三十有余年を積み重ね、いまだに日本人教授たちが自己の重要課題としてこの問題を取りあげなかつた実情から、やはり政府を動かす、時を同じくして大学人をも動かさねばトトを達成することはできないと考えたのであるが、そのために、大学教員としては必要以上に関係官庁・機関や政治家たちと交渉の場をもつたことについて、自省の念なきにしもあらずの心境である。その間、真に革新的

なっている「教授会等への関与制限」もなく、きわめて良心的な試案であると思う。特別手当の規定と、ノーベル賞クラスの人材招聘云々の国会発言があつたので、定住外国人は眼中にないと批判されているが、特別手当の規定は後退したし、ノーベル賞クラスの人材は、そうやたらに居るものではないから、わたしはこれらを「刺身のつま」くらいにしか考えていない。要は、実を取る努力をすればよいのである。藤波文教部会長の意向では、もちろん国内の定住外国人を含めると明言されているが、このことを国会審議で確認すると同時に、アジア関係講座の開設などを通じて、定住外国人ばかりでなく、ひろくアジアの人々を教壇におくり込む努力をすべきである。

筆者が第一案をきわめて良心的な試案だとしたのは、「外国人教職員」に、国公立大学の「学長、国立大学共同利用機関の長、副学長、教授、助教授、講師及び助手」までも含めており（教育公務員特例法の改正、第十九条の六、三項）、とくに助手を含めた点にも注目したからである。この第一案によれば、外国人教員は学長、副学長等にも任用されることになるから、権限の制限規定はみられず、第二案（後掲、資料6）、第三案に現われるような人事院見解に関連した管理職就任、人事権等に関する制限条項は必要なかつたのである。しかも、「外国人教職員」に助手を合

な考えをもつ教員たちの協力、とくに公大協の各大学長による文部省への前進的な意見表明なども書きのこすべきことであらう。

さて、京都シンポジウムに関する小冊子の刊行後、七七年一月、前述のように、自民党文教部会長・藤波孝生議員と懇談、「大学教員懇」の資料等も提供しているが、法案の作成は同議員が座長をつとめる自民党政策集団「新生クラブ」のメンバー、秦野章議員が中心に関与した模様である。

このような「大学教員懇」の交渉経過からすれば、政府案が当初から定住外国人を完全に枠外においたとは考えられないのであるが、第三案（後掲、資料7を参照）の条項からすれば、やはりこの問題は大きいと受けとめざるをえない。

まず、第一案（後掲資料5）、「大学における外国人教員制度の整備に関する施策要綱および関連法律改正（案）」は、筆者が藤波文教部会長と会見したのちの一二月か月の試案だと思われる。七八年二月、三月の頃であろうか。この試案は、同年一月一日施行をめざして、秦野議員が中心になって作成したようである。その内容は、「わが国の生活様式等に慣熟しないことにより負う各種の負担の解消」のための、外国人教員特別手当の条項を除けば、問題に

めたことは、定住外国人をも考慮したことと考えられる。海外からのノーベル賞クラスのみを目標とするなら、特に助手を含める必要はなかつたであらう。

「公権力の行使」とか「国家意思の形成への参画」に関連した不平等処遇の意見は、七八年三月二〇日、参議院予算委員会における秦野議員の真田内閣法制局長官、砂田文相に対する質問の回答としてあらわれるが、秦野議員らがその段階で、人事院見解を真剣に考えていたと信じるに足る資料はない。というのは、秦野議員らの後援機関誌とみられる「ステーツマン」には、第一案と同一文の「施策要綱」二項が掲載されており、また、同議員稿のほか、田中美知太郎、林健太郎、会田雄次、佐藤誠三郎、西義之各教授稿をも精読したけれども、そのいずれにも、外国人教授を管理職から除くなどの制限条項に関する見解表明はなされていない。これらの論稿は、おそらく、第一案を前提にした寄稿であらう。

七八年四月六日の自民党文教部会では、この第一案で審議したものと思われるが、それに国会での法制局見解などを加え、議員立法として提案することを決定してから、第二案をまとめたものと思われる。第二案の成案は、七八年五月一〇日前後と推定される。筆者の知るところでは、対外的に人事院見解に関連した制限事項にふれた記事は、そ

の直後に初めてあらわれるからである。⁽³⁵⁾

このようにして、議決権の制限と管理職に任用できないとする意見が強くおしだされて、第二案では「外国人教職員」の範疇から、学長、国立大学共同利用機関の長、研究所長、副学長の職責が抹消されることになる。これはまことに重大な変更で、特別立法の意義が殆んどなくなるほどの後退である。

第二案第三条には、こうして外国人教職員は「教授会で発言はできるが、議決に加わることができない」、および「評議会、人事委員会の構成委員となることができない」という関与制限条項が新設される。重要条項が後退したかわりに、不必要と思われる外国人教職員への特別手当が具体的に二〇万円の数値で呈示され、その手当関係の改正条項が付則などに列挙される。施行期日には変更なく、七八年一〇月一日であった。

その後、議員立法から政府案への切り替えが報道されるが、これにはかねてから文部省筋からの要請があったように、第三案は七八年九月初旬に成案、各紙にスクープされるにいたる。

第三案では、第二条の「外国人教職員」の範疇から「助手」を取り除き、不評の第二案第三条の「給与上の特別措置」も削除し、施行期日を七九年四月一日に変更したかたちで

成案、他の条項の内容は、ほぼ第二案のままになっている。

本稿の冒頭でふれたように、七九年一月には法案の骨子がまとまったとの報道があったが、最終的な法案（第四案）は、各省庁との調整をはかって、三月末ごろの国会日程前に完成の見通しである。この最終法案は、おそらく、「大学教員懇」の見解発表（七八年一月二十九日）、東京シンポジウムのアピール（七八年二月一〇日）、法律学者二五名の要請と見解発表（七九年一月三〇日）などの働きかけをもってしても、第三案と大同小異であろうと推測される。

(2) 「特別措置法(案)」の問題点

各法案の具体的な規定については資料5、6、7を参照していただくとして、ここでは上程法案に近いと目される第三案(資料7)に対する「大学教員懇」の「見解」(資料2)を中心に考えることにしたい。

第一に、われわれの基本的立場としては、「見解」の前面に示されているように、新立法によることなく、従来の人事院見解の解釈を適正にするならば、現行法でも外国人教職員が任用できることにある。

従来の人事院見解は、主として国家権力的職務にかかわ

て、あまりにも「国籍による排除」を温存しすぎたとの反省がなされつつある。

同様に考えてわれわれは、人事院ないし内閣法制局が、これまでの「当然の法理」として日本国籍を必要とするという「見解」は当然の法理ではなくなったので、「教育公務員には適用されない」と表明することによって処理する類の問題ではないかと考えている。

第三に、前項で紹介されたように、すでに国立大学助教授の任用事例が三件もあり、それらは教授会における議決権等の制限のもとに任用されている。つまり、現行法のもとにおいても外国人の任用ができたし、また今後も任用できるということの証明である。このたびの法案は、法律学者二五名の見解(資料4)にもみられるように、現行法上任用可能なものを「確認ないし追認」するにとどまり、なんら前進的な意味をもつものと考えすることはできない。ただ、大学の閉鎖性、大学の体質を改善するための社会全体に対するひとつの刺戟剤になるとすれば、それなりの意義を認めるにやぶさかではない。

第四に、法案がそれほど前進的な意味をもたないどころか、却って、国立大学構成員の日本人側からすれば、人事権を根幹とする大学の自治、学問の自由にとって、由々しい問題を孕んでいることである。それは、大学の認識

る行政職公務員を中心として形成されたもので、戦後の「官吏」概念から「公務員」概念への変遷を考慮しておらず、また、大学教育公務員の特性に対する審議を十分に経ていないところから、誤った見解であると考える。したがって、われわれはその見解を金科玉条に奉ってきた大多数の大学における外国人除外の「慣例」を、定住外国人研究者の職業選択の自由を侵害する人権問題であると規定したい。このような差別的な体質の根がきわめて深くかつ大きいものであるところから、法案が無修正で成立するならば、不平等な処遇がそのまま法的に承認・制度化されることになるから、われわれはさらに各方面にこの問題に関する研究と具体的な行動を喚起したい。

第二に、東京シンポジウムのアピール(資料3)にもみられるように、これまで殆んど日本人が当然だと考えていた日本育英会奨学金受給資格の拒否、司法修習生採用拒否、日本電電公社受験資格拒否、その他、公営住宅入居資格拒否、生命保険付住宅ローン資格拒否、児童手当受給資格拒否などなど、——このような「拒否」をみると、どこかの大衆団交の席上で氣勢をあげている感じがするが、その実、政府等が定住外国人に対して氣勢をあげていることでまことに滑稽にも思えるが——いずれもなんらの立法措置をとることなく実現しており、これまで定住外国人に対し

とは裏腹に、政府が国立大学教授会を、「公権力の行使」ないし「国家意思の形成への参画」の場として考えていることを、法的に明確に規定することになること、および、これまで教授会の裁量で任用することができた外国人教員の任免問題が、法律によって制限されるようになること、換言すれば、憲法第二三条の保障する「学問の自由」、したがって大学の自治の侵害にはしなないか、という根源的な問題がある。このことは、むしろ、日本人大学教授たちの主体性の問題として、大いに議論を深めてもらいたいと思う。

第五に、法案第二条第二項の内容は最大の問題点であり、東京シンポジウムの報告者・兼子仁都立大教授は、現行法にない差別を法文化するものとして、削除を要求すべきであると述べている。大学の自治は、たとえば一九六三年五月の「東大ポロ座事件」に関する最高裁判決にみられるように、学長、教授、その他の研究者を自主的判斷によって選任するところであり、教員人事の本質は、各大学における教育と研究の自治に必要な「条件整備作用」として、大学教員の「学問の自由」という人権保障の一環をなすものといわれる。したがって、人事権の剥奪ないし制限は、教育と研究活動をも侵害することになるといえる。

また、このような問題を孕んだ法案の成立によって、日府立医大退学処分事件」に関する最高裁判決」のである。学生処分の法的根拠は、「学校教育法」第一条（学生生徒等の懲戒）に規定され、このことは私立大学にも共通する規定であると共に、学生処分が大学の教育上の権限行使であることが確認されている。したがって、国立大学の学生処分のみを事実上の「公権力の行使」であるとし、私立大学の学生処分はそうでないとするには無理がある。

第八に、この法案の底流にあるものは、その目的にある大学の国際化、研究の国際性にもかかわらず、現代における国際社会の趨勢に反するということである。日本政府が批准しようとしている「国際人権規約」の基本精神・「内外国人平等」の原則および同A規約の第七条C「年功および能力以外の考慮を受けないであらゆる人がその雇用中に適切なより高い地位へと昇進する平等の機会」を保障する規定に反し、また、「教員の養成及び雇用の面において……いかなる形式の差別もなされない」というユネスコの「教員の地位に関する勧告」にも反している。

さらに、教育における差別待遇が、世界人権宣言に言明された権利の侵害であることを考慮して採択されたユネスコの「教育における差別待遇の防止に関する条約」(一九六二年五月二二日発効)⁽³⁵⁾の第六条「……教育における各種

本の現状では官尊民卑の傾向が強く、国立大学の事例に追隨する私立大学が現われたいともかぎらない。そうなれば、これまで私大で認められてきた外国人の学長、学部長等の管理職にも、よからぬ影響を及ぼすことになる。

第六に、これまで政府は、外国人の就官能力に関する「制約基準」について、「公権力の行使」は、「その国民のみの専有する権利」としているのが各国の通例である」とか、「国家に対し忠誠を誓い、無定量の義務に服しうるものである」とか、「当然の法理」⁽³⁶⁾などとして抽象的に説明しているのみで、大学教授会の権限についても明確な分析がなされず、「公権力の行使」等に関する具体的な運用基準が示されていない。政府は、教授会権限のうち、人事、予算、カリキュラム編成、学生の入退学・卒業認定などのうち、どれが「公権力行使・国家意思形成への参画」になるのか、その論拠とともに明示すべきである。その明示なくして、差別的な大学運営の現状は改善されないであろう。

第七に、法案の前掲となる問題として、政府が特に行政処分だとされる「学生処分」についていえば、形式的にはなるほど「公権力の行使」であるけれども、その実、私立大学の学生処分と同様に、「大学の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる懲戒作用である点において共通の性格を有する」(一九五四年七月三〇日、「京都

の形態の差別を防止し、かつ、教育における機会と待遇との平等を確保するために執るべき措置」にも反するといえるよう。したがって、法案はその提出「理由」の冒頭にある「大学が国際的な性格を有することにかんがみ」ているとは、いえないであろう。

(3) 「特別措置法(案)」に対する論評

定住外国人教員の任用をめぐる此度の法案は、その最終案が公表される以前から各方面に反響をよびおこし、さまざまな見地からの卓見が紙上を飾るようになったことは、それらが真の国際化への一里塚になるところから、運動を提起したものとしてみることによるこぼしい。ここで、それらのいくつかを取りあげて、法案に内在する課題をさぐることにしよう。なお、広島大学「大学教育研究センター」では、七九年一月一〇日付で、「A National Survey of Opinion among Foreign Teachers at Japanese Universities and Colleges」という実態調査に入り、その一部の項目に「特別措置法(案)」の問題を取りあげ、アンケート蒐集を行なっている。筆者も回答を寄せた一人であるが、いずれその集計が公表されることを期待している。

まず、日本人の排他性は外国人に対する社会的・法的差別を温存させており、その典型的な事例が在日韓国・朝鮮

人に対するものであると論破するスレスキー教授 (Ronald Suteski) は、一九七〇年の初期に反戦集會に参加したために最高裁で退去強制の判決を言い渡されたアメリカ人・マクリン氏 (Ronald McLean) の例をあげ、外国人は法的にも実に不安定な境遇にあることを指摘し、そのうえ議決権もない「特別措置法」が制定されて、いったいどのような類の人材が来日し、言語上の障害を克服してまで日本人に教授しつつ、また自己の研究業績をあげるのであるろうか、と問題点の一端を指摘している。

また、日本人は一般に外国語に弱いのが、反対に、日本語のできる外国人は、日本史や日本語の研究者である場合が多く、外国人による日本史等の講義を日本人教授たちが受けられるであろうか、とも問いかけている。

次に、このたびの法案のもつ「身分の安定」と「権根の制約」というアメとムチの矛盾を、どのように「教育と研究」によって克服するかを問うポールドウィン教授 (Frank Baldwin) の論評がある。同教授は、学長との「個人的基礎においてなされる勤務の契約」(国家公務員法第二条⑦)であるため、再雇用(更新)いかんの不安が常につきまとい、予算の通過いかんに一喜一憂しつつ、万一拒否された場合には、次年度の職場を探す時間的余裕がないなど、生活権の不安を訴えている。

同教授の懸念する一方的契約更新拒否は決して思いつくではなく、前述の和歌山大・ジェラード事件で露呈されたが、さらに、新しい法案に基づいて「名ばかりの専任教授になったとしても、事実上、区別と不平等は永久に残る」と論評している。

ポールドウィン教授の意向は、ほぼ次のとおりであると考えたい。すなわち、外国人教員が議決権等の制限つき教授会へ参席することは精神的に苦痛であるから出席が疎かになり、意思疎通のために欠席外国人に教授会の概況を伝える仕事も大変煩雑で、そのうえ仕事の分担でも不平等が生ずると、不真面目な外国人だと考えられてしまう。一般に雑務の軽減それ自体は望ましいことかもしれないが、外国人教員にとっては決して良いことではなく、逆に、日本人教員の負担を増やすことになる。「外国人の任用で自分たちの負担が増えるなら、今後は任用を慎重にしよう」というムードを醸成して、この法案の意義を低減させ、また、外国人教員の側から考えても、権利の面で平等な処遇を要求することができなくなるのは明らかである、と。このような視点は、森嶋教授の筆者への書信(七八年一月)でもふれられた日本人教授のホンネにかかわる深刻な課題なのである。

さらに、これまでの発想とは異なる観点から、ユニーク

な論評を加えたものとして、森嶋教授の所説を挙げなければならぬ。同教授には昨年、大阪で直接お目にかかり、「大学教員懇」の運動の趣旨を述べ、東京シンポジウムにもその後賛同をえていたものであるが、このたびの法案に盛られた内閣法制局の考えに真向から反対を唱え、無条件に外国人教員を任用することを主張されている。その論旨がユニークなのは、「何も学問の自由とか、職業選択の自由とか、国際人権規約の基本精神などという高遠な哲学にもとづいて主張」するのではなく、まったく日本国にとって実利をもたらす見地から採用すべきだと主張している。

その実利とは、(1)異質の文化が接触すると、文化的活力が爆発して、一国の文化が画期的に進歩する利益がある。(2)近い将来、日本の大学卒を国際社会へ送り込まねばならず、それには外人教師が絶対に必要である。(3)外国人は当然、母国と日本との友好を願うから、国際親善のパイプの役割を果たす、などである。しかも、日本が外国を侵略する際には外国人は戦力でありえないが、自衛隊が全滅しても、外国人は防衛戦力としては計りしれない力になるから、「内閣法制局は、彼らを半公務員の地位に封じこめるのではなく、日本人と同格に大活躍してもらえよう教職員公務員に関する法制を整備改正すべきだ」としている。

七八年九月、大阪における森嶋教授の講演趣旨は、日本

の防衛はどれほど軍備を増強しても達成不可能であるから(ロッキードやグラマンなどに予算を注ぎ込むべきでなく、ピナツによってつぶれる政治家も不要で)国難に際してよく国を救うエリート政治家の育成こそ急務であることとを強調され、視野の広い教育投資の重要性を訴えたものであった。このたびの論壇を含め、まことに「実利」に富んだ論旨である。

この森嶋教授の所説と軌を一にする卓見が紙面に紹介された。一九四一年に駐ソ海軍武官補を勤めたことのある麓多禎(まさよし)氏の主張である。すなわち「軍備は安全保障の主力ではない。大平首相のいう総合的安全保障を確保する主要な力は教育と文化の国際交流である。」ロシア文学が、日本の明治・大正期の自由と民主化に果たした貢献は偉大なものであったことは、誰しも認めることであろうし、また逆に、「ダークダックスのシベリア公演は、米第七艦隊の日本海巡航にもまさる安保の示威行進ではないか」という。さらにいわく。

「現在の日ソ間の重大問題は、ウラジオの空母やクナシリの基地にあるのではなく、日ソ両国の教育交流の不足と無関心にある。北方領土問題の解決も、究極的には、教育と文化の交流以外に決め手はないであろう。この意味で、今国会で審議される国立大学への外国人教授の採用は、軍

事基地問題より以上に重要な意義をもつものと思う。」

反戦文化国家の建設が外交のアルファであり、真に防衛力を高めるオメガであるというこの方向性、傾聴に値する論調ではあるまいか。政府関係者と閉鎖的な大学人にお届けしたい、すばらしい春の贈物である。

最後に、この法案について政治学者・松下教授は、国家崇拜的思考にこり固まっている法制局に対する批判点として、次の三点を挙げている。すなわち、

(1)、国立大学と私立大学の大学の性格には相違がみられない。(2)、「国家意思の形成」をめぐる国立大学教授会の位置づけとしては、「国立大学も、国民を代表する国会によって定められた法律にもとづいて運営されるのである。国家意思つまり国会・内閣の政治決定に直接に関与しない。」(3)、「この国家意思という権威主義的な用語で意図されている内容は、国民によって選ばれる国レベルの国会・内閣の政治決定にすぎない。」国家意思という考えが、国民が国民主権と対立し、現憲法にはなじまなう。「公権力も国民によって信託され、国民を代表する国会の法律にもとづいた権限の行使にすぎない」と、政府関係者はかりでなく、憲法理論ないし公法理論の猛省を促している。⁽⁴³⁾

注(34) 秦野章、「国立大学に画期的抜本改革案」、「ステーション」第三号(七十八年五月)一四頁。同誌は五月刊で

No. 5, Jan. 1979, pp. 2~4.

同氏は七六年より筑波大学外国人教師(専任)、大学院と学部で東アジア史を担当。「米韓関係」の編者と家永教授「太平洋戦争」の訳書がある。

(41) 森嶋通夫、「国際社会での安全保障とは——危急に助けを出す友つくること」、朝日新聞、七九年一月一日付論壇。

(42) 麓 多積、「国会の北方問題決議は疑問——軍国主義者に悪用される恐れも」、朝日新聞、七八年二月二四日付論壇。

(43) 松下圭一、前掲稿「論壇時評」(上)。

五、真の国際化への一提案

——むすびに代えて——

(1) 政界・大学人の覚醒

ときにはいま、放送大学法案に関して、その講義内容に対する国の規制が強まり、ひいては大学自治の否定、教育の国家統制を招くのではないかと憂慮されている。

それでは、現在の閉鎖的な大学の体質からして、守るに値する学問の自由・大学の自治が果たして奈辺にあるところか、これは真剣に問いたさなければならぬ。

あるが、寄稿は三月頃のものと思われる。

(35) 例えば、福田信之(筑波大副学長)、「国立立大外国人を正教授に」、サンケイ新聞七八年五月三日「正論」。「国立立大にも外人教授——議決権は持たせず」、読売新聞記事七八年五月一日付。「外国人教授、助教授に——議員立法で今国会提出へ」、統一日報記事七八年五月一日付など。

(36) 前掲「定住外国人と国立立大」、七八〇七九頁、および、人事院任用局編、前掲書、二四二―二四四頁を参照。

(37) 和島岩吉編『国際人権規約と人間解放』(解放出版社、一九七七年刊)、一一―一二頁および一五七頁を参照。

(38) 海老原治善、大塚忠広、「教育における平等への国際的潮流」付録資料、「部落解放研究」第一五号(七八年九月)三一頁。

(39) R. Suleski, Foreign Professors at Japanese Universities: Yes or No? Center News, Japanese Studies Center, The Japan Foundation, Vol. 3 No. 4, Dec. 1978, pp. 2~3. (国際交流基金/日本研究センター誌) 同氏はテキサス大学助教授で現在、東大の研究員(満蒙開拓義勇軍の研究中)、元早大講師。

(40) F. Baldwin, Intellectual Integration: Foreign Professors at Public Universities, Center News, Vol. 3

定住外国人の国立立大教員任用運動を始めておよそ五年、具体的に五体運びつつ感じたことは、文部省は比較的开かれているということ、次に政治家もそこそこ柔軟に対応しようということ、内閣法制局、人事院は、どこかの神殿の中にあるような感じであり、日本学術会議と国大協は、ほぼ骨重的存在で、国立立大学の体質は、事務機構も含めて、一般に「大学の自治」の殻に閉じこもり、最も開かれていない、ということである。今年のわたしの年賀状(新春所感その一)には、「国立立大教授の体質」を書かざるをえなかったほどである。

前述のように、国立立大学のなかでも、東北大医学部、東京都立商科短大、神戸医科大(のち神戸大へ移管)の三大学に、外国人を自治の名にふさわしく助教授に任用した事例があったことは、大学人の一員としてはせめてもの慰めであった。大多数の大学は、誤まれる人事院見解をタテに、この日本の地で、差別と偏見にさいなやまされている定住外国人研究者の存在を知りつつも等閑に付してきたといえよう。

われわれ定住外国人もまた、自己の生活に追われて社会的に実情を訴える勇氣と術をもたず、とくに韓国・朝鮮人は南や北やの抗争・猜疑心などが災いして、戦後三十有余年にして、やっとのこと、国籍は異なってもこの地に定住

し、この社会の一員として生きるという自覚からひとつの方向性を見出し、この種の運動にまで漕ぎつけたものといえよう。

教育と研究に熱情を燃やし、開かれた大学人を目指す者、そこには自らの反省と建設的な相互批判が必要である。

東京シンポジウムのアピール(資料3)にいわく、「大学は、国籍・人種・民族・文化の違いを超えた共同社会として誕生したものであり、本来、異質なものを包み込んで成り立つ、普通の真理を究める教育研究機関でなければならぬ」と。

鎖国の伝統をもちアジアの孤島である日本は、異常なほど異質なものを排し、それを認める努力を惜しんできた。そうした中で、自らが単一民族ではなく実は複数民族であることの認識を深めつつ、外国人教員をも積極的に任用するならば、それはこの社会のあり方に一転機をもたらしがちがいない。

「公権力の行使」、「国家意思の形成への参画」など人事院見解もよし、その他数多の法令もすべてよし。これらはすべて人間社会のために、人間がつくったものであることを忘れないでほしい。いまや時代は、内外人平等、人権の国際的保障の時代である。一国の人権侵害は、他国ないし

国連機関が放任できない時代に入ろうとしている。人権が国籍に優先する時代であるから、人権に反する諸々の法令は、すべて改廃されなければならないのである。

こういう時代に、日本の社会で欠落した定住外国人研究者たちの基本的人権をぬきにして考えてはならない。国籍を口実としてまかり通る差別、すくなくとも「一生の間なんらの権限も付随しない低い地位にとどまらせる役割を果たしてきた『公務員制度の建前』こそ、いわばその『差別』の象徴ともいえる」のである。「公務員」とはなんぞや!! その意味で日本政府は、明治以来の封鎖的、権威主義的国家観念から脱却して、公務員制度の建前・「国籍」概念と「公権力行使」等についても弾力的な対応を試みるべきである。憲法学者、公法学者らは、新しい時代に即応して、人権、国籍、市民権、公務員、定住外国人などの概念を再検討すべきではないだろうか。国民主権の今日においても、まだ国家崇拜的な「国家意思」、「公権力」思考が日本中を徘徊しているさまは、昔日の亡霊をみる思いでまことに見苦しく、また息苦しい。

法案の最大の問題は、外国人教員に対する制限事項であり、これは大学の自治を認めるならば削除すべきであろう。大学教員にまで、国家崇拜的な公務員概念を「当然の法理」として強制することは、時代の趨勢に反するのでは

ないか。日本の大学をよくし、国際交流を盛んにするためには、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスなどのように、外国人も平等に教育、研究に精励できるような大学制度をつくらなければならない。外国人が日本の大学で、

なんらの不平等なく思う存分働らせることは、それだけ日本の社会が前進し、国際交流の実りが多くなるわけである。

政府は、現行法のもとにおいても制限つきの教授、助教授の任用なら可能でその事例もあることに鑑み、特別立法を意義あらしめるためにも、学長等の管理職などについては、教授会の推薦・選出があればなりうるかたちで、大学の自治を尊重すべきではないかと思う。

それにしても、深刻なのは大学の閉鎖性、大学人の体質である。すでに、法案が成立しても、具体的任用が疑われるという論評がなされていることは、大学の問題性も相当な程度であることを示している。大学人の反省を待つばかりはないが、ただ、大学の自治は城壁をめぐらして守りうる類のものでなく、真に守るに値する自治がなければ、それこそ、昔日の国家管理大学に逆戻りしてしまうということである。

このたびの法案は、国公立の大学人が、真の国際化＝大学の自治を守り切れるかどうかの試金石であり、われわれ

の任用運動の意義もまた、そのことにどれだけ刺戟を与えるのかにかかっている。

(2) アジア重視の国際化

最後に、真の国際化めざして一つの提案をしたい。この提案自体が本稿の主題ではないので、ごく簡単に要点を記すにとどめたい。

本稿第二節で、永井文相に提出した要請書の前文が紹介されている。そのくだりは、筆者が一九七二年一〇月、タイ国における日本商品排斥運動発生の際の論稿の「結語」からの転用であった。その文面は次のようである。

「外国人教授の採用の必要性を日本人が痛感すれば、人事院規則(当時の筆者は見解を規則と誤解していた)も改正されて、外国人教授も増え、国際交流も進んで、日本人の国際化教育に役立つことにもなる。この場合、過去の日本は、アジアにありながらアジア人でなく、アジアの心を掴むことができず、つねに国際社会では欧米かぶれして孤立してきた。その優越感と孤独感をこの際は正すためにも、アジア人教授を多数迎えることが至当であると強調したい」⁽⁴⁶⁾

この七年前の私見は、現在も生きている。アジアでは日本に対し警鐘を鳴らし続けているけれども、日本人は殆ん

ど変っていない。一九六七年、アジア開発銀行はマニラに誘致されて日本は失敗、七二年、あの寛容なタイでさえ、日本商品排斥運動が起り、七四年には、田中角栄首相の東南アジア歴訪の旅路でインドネシアで暴動に遭い、七八年一月には、国連安保非常理事国選挙で、国連加盟わずか四年目のバングラデシュに敗れたのも、日本人が真のアジア人でないからであった。当時、日本のマスコミは外務省の批判に終始したのだが、それはまことに滑稽でさえあった。日本人全体の体質の問題であることの認識が乏しいのである。

アジア各国の対日批判の根は深い。歴史的には、アジア各国は日本帝国主義の傷跡が残ったままで現在の軍事大国化にいらだっており、経済的には、日本人は官民よろしく政商となって各国の政治権力と癒着し、日本本土の経済侵略と「大東亜共栄圏」が生きている。文化的には、明治以来の脱亜入欧の伝統が根本原因で、アジアの文化を理解しようとしない。こうして、アジアの民衆のナショナリズムが奈辺にあるかを掴むことができないままなのである。日本人は一刻も早く、アジア人としてのアイデンティティに目覚め、脱亜入欧的要素を払拭しなければならぬ。これが年来の筆者の強調する点である。

同様な警告は、フィリピン大学教授で、代表的な思想家

求める国際交流を推進すべきである。

そのためには、日本がこれまで貪欲なまでに吸収してきた先進国の学問体系を、その根底から問い直すことが必要であり、「真の国際化」の第一歩、換言すれば、日本人がアジア人になる途は、まずそこから開かれると信ずるのである。

われわれ「大学教員懇」が文部省、国大協、公大協などに訴えている「アジア関係講座の開設」、「アジア人教員の採用」などの促進は、まさにこうした意図のもとにおける主張であると理解していただきたい。

提案の第一は、各大学にアジア関係講座（言語・文化・歴史など）を開設し、アジア人教授を任用すること。これらに対しては、文部省が人件費の特別予算を組むことも必要であろう。

第二に（同時に並行すべき施策であるが）、小学校、中学校（義務教育）の教科書から、欧米礼賛、発展礼賛の記述を減らし、アジア各国に関する素朴な人間生活と文化を中心とした記述を増やし、青少年時代から近隣諸国と友好親善を考えるように教育することである。

このような方向性を追求しないかぎり、国立大学の外人教員任用も、圧倒的に欧米人が占めることは必至である。その結果、明治以来の脱亜入欧的文化伝統をそのまま継承

であるレナト・コンスタンティノフ氏のことばにもみられる。「日本の本質である利己主義的なプラグマティズムが暴露されるにつれて」「日本社会の安定性と硬直性、さらには軍国主義の復活などの印象の故に」「日本以外のアジア諸国が疑惑だけでなく、敵意と恐怖の念をもって日本を見るようになるのも遠くはないだろう」と悲観しながら、今こそ方向転換を、と訴えている。⁽⁴⁴⁾

日本が先進国の仲間入りを果たすまでは、立ち遅れた意識もあって、追いつき追い越せという高度成長路線も理解できなくはない。しかし、いまや経済大国になってふりかえてみると、世界的に低成長時代に入り、しかもこれまでの高度成長時代のひずみが、自然環境の破壊、公害などとして顕現した。それでもなお、近隣のアジア諸国では、あくことなき利潤追求で経済侵略の汚名を受けているのが実情である。

このときあたり、政治・経済のみならず学問研究の方法においても、発想の転換は焦眉の急を要する重要課題なのである。「真の国際化」は、これまでのように欧米先進国を対象にするのではなく、その姿勢を転換し、近隣の東アジア、東南アジア諸国の現実を注視し、その後進性のなかに自然で素朴な良さを再発見するとともに、後進性の文化と日本の先進文化との総合をはかるような新しい哲学をい。

(注(44)) 井上美千、「外人教授の採用めぐり論議——不平等国定化の批判も」、朝日新聞、七九年一月二七日付解説。

(45) 例えば、山崎政人「大学市場の閉鎖性——国際化を阻むゆるま湯体質」、毎日新聞、七八年五月二一日付展望。また「外人教師採用妨げる学校の閉鎖性」、日本経済新聞、七八年五月二三日付社説など。

(46) 拙稿、「在日韓国人の職業と経営の実態——『国際化時代の盲点・差別の社会構造を考える』、桃山学院大学『経済学論集』、第一四巻第三号、(一九七二年一二月)一九二〜一九四頁。

(47) レナト・コンスタンティノフ、「第三世界から見た日本——日本の民衆に訴える」、「世界」、七九年二月号特別寄稿、七六〜七七頁。
拙稿、「真の国際化とアジア人教授——任用法案」を契機に文化交流の促進を」、毎日新聞、七九年四月四日付夕刊をも参照。(一九七九・三・一・稿)

△資料▽

シンポジウム

「定住外国人の国公立大学教員任用問題」声明ほか

【資料1】 シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」京都集会の声明

【資料2】 「国公立大学の外国人教員任用に関する特別法(案)」に対する見解

【資料3】 シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」東京集会のアピール

【資料4】 国公立大学外国人教員任用法案に関する要請および見解

【資料5】 第一案・「外国人教員制度整備施策要綱」および関連法律改正(案)

【資料6】 第二案・「外国人教員特別措置法(案)」

【資料7】 第三案・「外国人教員任用特別措置法(案)」

【資料1】 シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」京都集会の声明

われわれ日本人および在日韓国・朝鮮人は、ともに五月二八、二九の両日、京都に参集し、定住外国人の国公立大学教員任用問題について語りあった。

現在の日本では、現行法令上、「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわらる公務員」以外については、「外国人の就官能力について制限を設けた規定は存在しない」(人事院見解)。しかも、国公立大学の教員はそのような公務員に基本的に該当しないにもかかわらず、定住外国人を教員として一切任用しない国公立大学がほとんどであり、一部の国公立大学でも助手とまりで専任講師以上には任用しないことが「慣例」とされている。

る。

このような国公立大学における任用の実状は、そのまま、かなりの私立大学にも反映し、定住外国人の私学への就職差別を助長してきた。

永らく日本に住み、日本人と同様に法律遵守、納税等の義務を果して、この社会の構成員になっているにもかかわらず、その市民権を制約されている定住外国人、とくにその九割以上を占める韓国・朝鮮人、中国人は、過去のいまわしい植民地政策等によって日本に移住を余儀なくされた人々とその子孫であり、現在でもその人権がいちじるしく無視されていることを思うとき、この任用問題に対する日本人の責任はきわめて重大であるといわなければならない。

今日、日本では国際人としての教育、国際感覚あふれる人材教育などが強調され、また国民的・社会的出身、人種、信条などのいかに問わず人間として平等に処遇されるべきであるとする「国際人権規約」の批准が叫ばれているが、それにもまして、日本に定住する外国人に対する差別的処遇の改善が先行すべきことは論をまたない。

われわれは、このような観点から、定住外国人研究者がその国籍、人種、信条などのいかにかわらず、能力に応じて平等に、研究、教育の機会と地位を一日も早く保障されるよう努力する決意を新たにしたい。さらに、われわれは文部省、国立大学協会、公立大学協会、日本学術会議ならびに各大学教授会、評議会

に対して、この任用問題の早急な解決を強く要望するものである。

一九七七年五月二十九日

シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」

- 飯沼二郎(京都大人文研教授)
- 石本泰雄(大阪市大法学部教授・日本学術会議会員)
- 伊藤規矩治(同志社大文学部教授)
- 上田正昭(京都大教養学部教授)
- 内田稜吉(奈良県立短大学長・日本学術会議会員)
- 内海暢生(京都工繊大繊維学部教授)
- 幼方直吉(愛知大法経学部教授)
- 甲斐道太郎(大阪市大法学部教授・日本学術会議会員)
- 勝部元(桃山学院大学学長)
- 河合信雄(立命館大経営学部教授)
- 川久保公夫(大阪市大経済学部教授)
- 桑原昌宏(龍谷大法学部教授)
- 佐藤明(関西学院大商学部教授)
- 重沢俊郎(京大名誉教授・日本学術会議会員)
- 芹田健太郎(神戸商船大商船学部助教授)
- 竹森修(京都大教養学部教授)
- 田中宏(愛知県立大外国語学部助教授)
- 塚本勲(大阪外国語大教授)
- 中塚明(奈良女子大文学部教授)

西山 卯三 (京都大名誉教授・日本学術会議会員)
 狭間 源三 (桃山学院大経営学部教授・日本学術会議会
 員)

姜 文 圭
 (近畿大教授)

日比野 丈夫 (京都大名誉教授・日本学術会議会員)
 藤倉 皓一郎 (同志社大法学部教授)
 吉田 寛 (神戸商大商経学部教授)
 姜 文 圭 (近畿大理工学部教授)
 金 紋 佑 (長崎造船大工学部教授)
 洪 炯 圭 (京都精華大助教授)
 金 承 建 (東海大理学部助教授)
 金 東 勲 (大阪経法大法学部助教授)
 崔 応 斗 (愛知県立大非常勤講師)
 崔 昌 華 (八幡大非常勤講師)
 金 思 燁 (大阪外国語大客員教授)
 姜 在 彦 (京都大外国人講師)
 徐 龍 達 (桃山学院大経営学部教授)

ほかシンポジウム参加者 四八名

【資料2】「国公立大学の外国人教員任用に関する
 特別措置法(案)」に対する見解

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会
 代表幹事 徐 龍 達
 (桃山学院大教授)

日本政府は、国公立大学教員(助教授と教授、以下同じ)に外国人の任用を可能にするための「特別措置法(案)」を通常国会に提出し、その成立をはかる方針であると報道されている。かねてより国公立大学の教員任用に際して定住外国人に対する差別をなくすよう訴えてきたわれわれは、当然のことながら、この法案の内容およびその取扱いに重大な関心をもたざるをえない。ここに同法案の内容に対するわれわれの見解を明らかにするとともに、法案の審議過程で直接の利害関係者たる定住外国人研究者の声を十分に斟酌されるよう念願するものである。

日本の国公立大学教員が、いわゆる「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」に該当するという見解はそれ自体きわめて疑わしく、外国人は国公立大学教授会の構成員たる教員には任用できないとする人事院の「見解」または大学当局の「慣例」は、定住外国人の職業選択の自由の侵害につながるものであるところから、これを早急に撤廃すべきであるとわれわれは主張してきた。

われわれの見地からすれば、ことさら新しい立法措置をとるまでもなく、従来の閉鎖的な「見解」と「慣例」さえ改めるならば、現行法のもとにおいても、国公立大学教員に外国人を任用することは可能であると考えられ、またその先例もある(神戸市立医科大助教授某の国籍条件に関する昭和二十九年一月二十七日付高裁)。その成立をはかろうとしていることは遺憾のきわみである。

われわれは、この法案が含んでいる問題性を次のように指摘したい。

第一に、大学における教育と研究の自由を保障し、大学の自治を確立するために「大学行政の一般行政からの独立」、あるいは「大学の、権力からの分離」が必要不可欠であることは周知のとおりである。教育公務員特例法が、教員の任免、研究などに関する諸事項を、大学自体の管理機関に委ねているのも、大学行政の一般行政からの分離をはかり、もって大学の自治を制度的に保障するためにはかならない。とりわけ、人事に関する大学教授会の自治は、大学の自治の根幹をなすものであり、日本国憲法第二三条が認める学問の自由を具体的に保障するためのものである(たとえば、昭和三十八年五月二〇日、東大ポロ座事件に関する最高裁判決)。したがって、大学教員は他の一般行政、ことに権力的行政にかかわる公務員と同じく「公権力の行使」にかかわるものと速断することはできない。すなわち、

国公立大学教員は、「公権力の行使」にたずさわる公務員ではない。

第二に、戦後の大学教育は、国公立大学であると私立大学であるかを問わず、学校教育法および教育基本法にその法的基礎をおき、国公立大学の教育・在学関係と私立大学のそれとの間には本質的な相違は認められない(たとえば、昭和四十六年三月一〇日、

辻正巳法制局第一部長の回答事例、東京都立商科短大における昭和五一年四月一日付昇任外国人助教某の事例)。それにもかかわらず、われわれは新しい立法措置が、定住外国人を含む外国人の任用を制度的に保障し、さらにそれを促進するためのものであるならば、あえて新法案に反対する理由はなく、むしろ歓迎することであろう。

去る九月に報道された「特別措置法(案)」によれば、外国人を日本国民と同じく「一般職に属する公務員である教員に任用することができるとしながらも、他方、外国人教員は「教育公務員特例法の規定により評議会、教授会又は人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない」としている。

このように、外国人教員の議決参加権を制限する論拠は不明であるが、それは教育公務員特例法により、大学教授会構成員の権限に委ねられている諸事項の議決に加わることが「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわること」になるという判断によるものと推測される。

しかし、「公権力の行使」もしくは「国家意思の形成」は、国家権力的職務にかかわる行政公務員をめぐって形成されてきた制約基準であり、これをそのまま教育職公務員である大学教員に適用することの合理性については、関係各方面、とりわけ多くの行政法学者によっても疑義が表明されている。法案の条項から判断するにすぎり、こうした疑義に対する検討がまったくなされること

金沢大学医学部事件に関する金沢地裁判決)。また、行政訴訟法上、学生の権利救済のため形式的に「公権力の行使」とされる学生処分権も、「大学の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる懲戒作用である点において」国公立大学と私立大学とが共通の性格を有していることは、判例によっても認められている(たとえば、昭和二十九年七月三〇日、京都府立医大退学処分事件に関する最高裁判決)。このように、国公立大学と私立大学とは同じ法律を基礎にして教育が行なわれており、両者による教育およびその附随行為は同質のものであるゆえに、国公立大学による教育だけを、「公権力の行使」であるとすべき合理的理由を見出しがたい。すなわち、

国公立大学と私立大学の教育は法的に同質であって、いずれも「公権力の行使」にはあたらない。

第三に、外国人教員は、同じ大学の構成員として日本人教員とまったく同様に教育と研究にたずさわりながら、人事問題を含む大学の管理・運営に関する教授会の決議から排除されるという不平等な取扱いを受けることになる。その結果、大学の自治への参画によってはじめて確保される教育と研究の自由が制限されるのではないかと懸念される。このことは、「学問の自由」を保障する日本国憲法ならびに、日本政府が批准しようとしている国際人権規約の基本精神のみならず、また「教員の養成及び雇用の面において……いかなる形式の差別もなされない」とうたったユネスコの「教員の地位に関する勧告」にもとるといねねばならない。

すなわち、

外国人教員に対する不平等な処遇は、世界に率先垂範すべき日本の大学の国際化に反する。

以上のところから、日本政府が準備している「特別措置法案」は、外国人教員の任用を促進するという法案の目的とはうらはらに、外国人教員に対する不平等な処遇を法的に承認・制度化させるという問題を孕んでいると考えられる。それゆえ、われわれは同法案の立法趣旨が掲げている「大学の国際的性格」はいうまでもなく、さらに、「国民の権利」から「人間の権利」へと推移している人権の国際的保障の滔々たる潮流に鑑み、定住外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の生存権にも思いをいたし、慎重な再検討がなされるべきであると考えられる。

一九七八年一月二十九日

【資料3】シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」東京集会のアピール

「世界人権宣言」三十周年記念日の今日、私たちは「定住外国人の国公立大学教員任用問題」とくに「外国人教員任用に関する特別措置法案」に関してシンポジウムをもった。東京市ケ谷の「家の光会館」には、日本人、韓国・朝鮮人、中国人、アメリカ人など約八十名が参加し、主題について熱心な意見発表、討論を行なった。

大学は、国籍・人種・民族・文化の違いを超えた共同社会とし

て誕生したものであり、本来異質なものを包み込んで成り立つ、普通の真理を究める教育研究機関でなければならぬ。日本では、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員は、日本国籍を要する、とされ、このことは国公立大学の教員任用問題にも適用されるとの政府見解が、従来外国人任用の大きな障害となっていたといわれる。この見解は、本年九月に報道された政府の「外国人教員任用等に関する特別措置法案」においても、外国人教員には議決権を制限するという点に形をかえて現われている。

ひるがって考えると、日本の大学人自身の責務として、この課題に充分とり組んでこなかったことは、このたびの法案が大学外から提出されたことにも象徴されており、大学人はそのことをきびしく受けとめなければならない。また、法案は教員の権利・義務に関して日本人と外国人との間に不平等をもたらしという、大学自治の根幹にかかわる重大な内容を含んでいるが、大学教員の関心はそれほど高くないのが現実である。

戦後日本の大学では、その研究・管理・運営の一体性について、政治の権力的介入をゆるしてはならないという「大学の自治の原則」が認められている。それゆえにこそ、この法案の問題点については、大学人によって真剣に検討されなければならないのである。さらにつけ加えると、国公立大学と私学との間に本質的な差異はないはずであるが、私学では若干の定住外国人が全く平等に活動しているという事実が、大学の国際性の先取りとして注

目すべきである。

在日外国人の九割以上は、韓国・朝鮮人、中国人などの定住外国人である。日本社会はそこに住む外国人に対して、あまりにも多くの「国籍による排除」を温存させているが、最近徐々にではあるがそのような不条理についての見なおしが進んでいる。日本育英会の奨学金の受給制限撤廃(一九七五)、司法修習生採用(一九七七)、日本電信電話公社入社(一九七八)などは、なんらの立法措置によることなくいずれも実現しており、教員任用問題もこうした系列に属する課題であるといえよう。したがって、それはたんに大学社会における問題にとどまらず、日本社会全体のもつ排他性、排外性の克服という、いっそう広い視野からも注目されなければならない。

法案を準備中と伝えられる行政府、およびその審議を担当する立法府は、この問題のはらむ重要性を充分ふまえ、適切な判断を下されるよう要望する。それは、少くとも、「大学自治の原則」「内外人平等の原則」に反するものであってはならない。また、日本政府が懸案の「国際人権規約」に本年ようやく署名したことにより、その人権政策が世界注視の中におかれていることを銘記すべきである。

以上のことを、本日のシンポジウム参加者の見解として広く訴えるものである。

一九七八年二月一〇日

「世界人権宣言」の日

- 飯沼 二郎 (京都大)
- 大田 堯 (都留文科大)
- 徐 龍 達 (桃山学院大)
- 旗田 巍 (専修大)
- 森川 晃卿 (大阪市立大)
- 幼方 直吉 (愛知大)
- 関 寛治 (東京大)
- 沼田稻次郎 (東京都立大)
- 日高 六郎 (京都精華大)

ほか、シンポジウム参加者一同

【資料4】 国公立大学外国人教員任用法案に関する

要請

私共は、東京近辺の国公立大学に在職して法学を専攻する者あるいは私立大学に在職して本問題に強い関心を持つ者です。最近、国公立大学の教員に外国人を任用するための特別措置法案が成立したと伝えられましたので、その研究会を持ちました。

私共は、最近のこの動向を喜ぶ者ですが、それだけに自分自身にかかわる問題としてこれを検討いたしました。その結果、この法案の実質的な規定は、そのりっぱな目的を損なうおそれのあることが知られました。私共は、今後も検討を続けてゆくつもりですが、この結論はきわめて重大で、伝えられる法案をそのまま成立させるようなことがあれば、わが国の大学制度と学術体制に禍根を残すものと考え、とりあえずその要旨を申しあげ、大事な衝に当っておられます皆様方の御一考を煩わすことにていたしました。

その趣旨は、もし広く伝えるならば数多くの友人法学者・専門

家の賛成が得られると、私共は確信いたしますが、今回は、急ぎお伝えする必要があると考え、法案検討のためにとりあえず集まりました者だけの連名で申しあげることいたしました。微意をお汲みとり頂けますことを切に念願しております。

一九七九年一月三〇日

(順不同、*印世話人)

- 塚 場 準 一 (一橋大学)
- 杉 原 泰 雄 (一橋大学)
- 芦 部 信 喜 (東京大学)
- 高 野 雄 一 (上智大学)
- 有 倉 遠 吉 (早稲田大学)
- 高 柳 信 一 (東京大学)
- 幼 方 直 吉 (愛知大学)
- * 田 中 宏 (愛知県立大学)
- 大 沼 保 昭 (東京大学)
- * 千 葉 正 士 (東京都立大学)・事務取扱者
- 岡 崎 勝 彦 (名古屋大学)
- 原 田 尚 彦 (東京大学)
- 小 川 幸 一 (東京都立商科短期大学)
- 針 生 誠 吉 (東京都立大学)
- 小 川 政 亮 (社会事業大学)
- 星 野 安 三 郎 (東京学芸大学)
- * 奥 平 康 弘 (東京大学)

- 宮 崎 繁 樹 (明治大学)
- 河 西 直 也 (東京工業大学)
- 村 瀬 信 也 (立教大学)
- 金 東 勲 (大阪経済法科大学)
- 森 田 明 (御茶ノ水女子大学)
- 齊 藤 恵 彦 (東京外国語大学)
- 下 山 瑛 二 (東京都立大学)
- 兼 子 仁 (東京都立大学)

国公立大学外国人教員任用法案に関する見解

新聞報道によれば、政府は国公立大学の教員に外国人を任用するための特別措置法案を次の国会に提出する意向であると伝えられております(【毎日】七八年九月一日、その他)。

私たちは、大学で学問に従事する者として、本問題は本来大学人が積極的に取組むべきものであったと考え、その観点から本問題を研究・検討してまいりました。その結果、現時点において次のような共通の見解を持つに至りました。

国公立大学の教授会メンバーに外国人を任用しようという試みは、従来、なかったわけではありませんが、また、公立大学助教として任用されている実例も現に存在しております。ただ、多くの大学では、大学人自身の意識と外国人任用の法律問題に関する誤解とから、任用が一般的には実現されていなかったというのが実情であります。

現行法上、国公立大学教員を日本国民に限るといふ根拠条文はありません。ただ、公務員に関する内閣法制局の見解では、「公権力の行使」または「国家意思形成の参画」にたずさわるとは「当然」日本国籍を要するとされております。公務員一般に関するこの解釈があたかも当然のことのように、また国公立大学教員にもそのまま適用されるように考えられてきた結果、外国人の任用は不可能だと誤解され、今回の法案もこれを前提としていると考えられます。

しかしながら、この法制局見解は、最高裁判所を含む裁判所の諸判例、自治省や一部地方自治体の諸見解にも明らかなように、実は、今日疑問視されています。まず、公務員における国籍要件は、国民主権原理にしたがい諸公務員の具体的な状況に応じて理解されるべきであるにもかかわらず、この見解はあまりにも一般的・包括的であって、すべての特殊な状況にそのまま基準となりうるものではありません。かりにその立場に立ってみたとしても、大学の教員は、学問・研究の自由の担い手として一般行政から独立した地位を、憲法上保障されています。この自由の、責任ある担い手である国公立大学教員を「公権力行使」者だときめて日本国民にのみ限ることは、人類の文化を発展させる任務を負う学問・研究に国境を設けることになると考えられます。対学生関係において国公立大学と私立大学との間に本質的な差がないことも、今日の一般的な見解であります。また、国公立大学の人事・管理・運営に関する権限も、実体的な権力行使であるものを

除き、学問の自由のため、大学の自治の下に各大学により自主的・自律的に行使される権能であることも認められています。

従って、外国人を国公立大学教員に任用することは現行法上十分可能なことであり、だからこそ現にその実例もあるのであります。このような状況において新たな立法の必要性があるとするれば、それはむしろ、現実には外国人を任用するために要請される地道な基盤ないし条件を整備すること（外国語による講義、試験の採点等のための人員と施設の充実、特別手当・住居等の配慮など）を目的とすべきではないでしようか。

次国会で提案が予定されている法案は、以上の観点からみて難点を含んでおります。同法案は、「国公立大学で教育研究上必要があるときは、外国人も一般職に属する公務員である教員（教授、助教及び講師）に任用することができる（第二条第一項）とし、続いて「前項の規定により任用された教員は、教育公務員特例法の規定により評議会、教授会または人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない（同第二項）」と、規定しております。

このうち前者は、「教育研究上必要があるとき」本法によつてはじめて外国人を任用することができることも解釈されかねません（前述したように、外国人の任用は現行法上可能ですから、この規定は、設けられるとしてもあくまで確認規定としてしか意味を持ちません）。また後者は、本来憲法上保障されている学問の自由を支える根幹として各大学の自主的決定（大学自治に委ねられ

ている人事権に関し、法律による制根を図るものであり、違憲の疑いが強いものといわざるを得ません。実際的に考えても、

外国人教員はそれなりの能力・識見があればこそ任用されるはずであり、その者を除外してその担当ないし隣接講座の人事を決するというのは「教育・研究の一層の進展を図る」という本法の目的にも矛盾することになりましよう。さらに、外国人の任用の実際にあつては、日本語を駆使し得る定住外国人の任用がかなりの例を占めると考えられますが、議決権なき外国人教員を認めることは、在日韓国人の司法修習生採用（一九七七）や電電公社入社（一九七八）等、現に進行しつつある内外人平等への動きに逆行することになりましよう。

以上のような法律的・現実的条件の下において外国人教員の任用を現実に進進するため最も緊急に必要なことは、前述のように、大学の人員、施設等に関する基盤整備だと思つていますが、これについては、本法案は全く沈黙したままです。大学の閉鎖性への反省が遅まきながら大学人自身の中から起こっている時だけに、また「大学における教育・研究の国際性にかんがみ、国公立大学に優秀な人材を国籍のいかんにかかわらず受け入れる方を拡充（第一条）する」という本法案の趣旨に深く共感するだけに、私たちはこのことの必要性の方を強く訴えなければならぬと考えます。

以上の点から、私たちは、本法案をこのままの形で立法することには大きな疑問をもたざるを得ません。関係の方々の御理解と

御熟考を切に希望する次第です。

一九七九年一月三〇日

【資料5】 第一案・「外国人教員制度整備施策要綱」

および関連法律改正（案）

理 由

教育公務員の性格にかんがみ、外国人が教育公務員となることのできることを明らかにするとともに、国立大学に勤務する外国人である教授等に対して、これらの者が我が国の生活様式等に慣熟しないことにより負う負担の解消に資するため、外国人大学教員特別手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学における外国人教員制度の整備に関する施策要綱

第一 外国人が国立又は公立の学校の教員等となることができることを明らかにすること（教育公務員特例法の一部改正）。

第二 国立又は公立の大学等に勤務する外国人の教員に対しては、我が国の生活様式等に慣熟しないことにより負う各種の負担の解消に資するため、特別の手当を支給するものとする。こと（一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の一部改正）。

教育公務員特例法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（案）

（教育公務員特例法の一部改正）

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次

のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（外国人の就職能力）

第三条の二 日本の国籍を有しない者は、日本の国籍を有しないことを理由として教育公務員（教育委員会の教育長を除く。）となることを制限されることはない。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条の七」を「第一条の八」に、「及び義務教育等教員特別手当」を、「義務教育等教員特別手当及び外国人大学教員特別手当」に改める。

第一条の七を第一条の八とし、第一条の六を第一条の七とし、第十九条の五の次に次の一条を加える。

（外国人大学教員特別手当）

第一条の六 大学（短期大学を含む。）又は国立大学共同利用機関に勤務する外国人教育職員であつて我が国の生活様式等に慣熟しないことにより経済的又は精神的な負担を負うと認められるものには、これらの負担の解消に資するため、外国人大学教員特別手当を支給する。

2 外国人大学教員特別手当の月額は、〇〇万円を超えない範囲内で人事院規則で定める。

3 第二項において「外国人教育職員」とは、学長、国立大学共同利用機関の長（国立学校設置法（昭和二十四年法律第一五〇号）第九条の四第二項に規定する研究所の長を含む。）、副学長、教授、助教授、講師及び助手で日本の国籍を有しないものをいう。

4 前三項に規定するもののほか、外国人大学教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律中、第一条の規定は公布の日から、その他の規定は昭和五十三年一月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二〇四条第二項中「産業教育手当」の下に、「外国人大学教員特別手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

3 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一九一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び義務教育等教員特別手当」を、「義務教育等教員特別手当及び外国人大学教員特別手当」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

4 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二二二号）の一部

を次のように改正する。

第二条第五項中「産業教育手当」の下に、「外国人大学教員特別手当」を加える。

【資料6】 第二案・「外国人教員特別措置法（案）」

国立又は公立の大学の外国人教員に関する特別措置法（案）

(目 的)

第一条 この法律は、外国人を国立又は公立の大学の教授に任用することができることにするとともに、外国人である教授等についての給与に関する特別措置等を定め、もって大学における教育及び研究の進展に資することを目的とする。

(外国人の国公立大学の教授等への任用等)

第二条 国立又は公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、助教授、講師又は助手（以下「教員」という。）に任用することができる。

2 前項の規定は、国立大学において国家公務員法（昭和二十二年法律第一二〇号）第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げない。

(教授会等への関与制限)

第三条 国立又は公立の大学の外国人である教授（学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第五九条第二項の規定により教授会に加えられた教授以外の教員を含む。）は、教授会の会議に出席し、発言することはできるが、議決に加わることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。

(一般職の職員給与に関する法律の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一九条の七」を「第一九条の八」に、「及び義務教育等教員特別手当」を、「義務教育等教員特別手当及び外国人大学教員特別手当」に改める。

第一九条の七を第一九条の八とし、第一九条の六を第一九条の七とし、第一九条の五の次に次の一条を加える。

(外国人大学教員特別手当)

第一九条の六 大学又は国立大学共同利用機関に勤務する外国人教育職員であつて我が国の生活様式等に慣熟しないことにより経済的又は精神的な負担を負うと認められるものには、これらの負担の解消に資するため、外国人大学教員特別手当を支給する。

2 外国人大学教員特別手当の月額は、二〇万円を超えない範囲内で人事院規則で定める。

3 第一項において「外国人教育職員」とは、教授、助教授、講師及び助手で日本の国籍を有しないものをいう。

4 前三項に規定するもののほか、外国人大学教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

い。ただし、人事その他の政令で定める事項以外の事項についての議決については、この限りでない。

2 国立又は公立の大学の外国人である教員は、評議会（国立学校設置法（昭和二十四年法律第一五〇号）第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては同法第七条の四に規定する評議会を、その他の大学にあつてはこれに相当する機関をいう。）及び人事委員会（同法第七条の五に規定する人事委員会をいう。）の構成員となることができない。

(給与上の特別措置)

第四条 国立又は公立の大学の外国人である教員で我が国の生活様式等に慣熟しないことにより経済的又は精神的な負担を負うものに対しては、これらの負担の解消に資するための給与に関する特別措置が講じられなければならない。

(服務の宣誓についての特例)

第五条 国家公務員法第九七条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）第三十一条の規定は、国立又は公立の大学の外国人である教員で服務の宣誓を行わせることが著しく不相当であると任命権者が認めるものについては、適用しない。この場合において、当該教員は、政令又は条例の定めるところにより、服務に関する決意表明を行わなければならない。

(国立大学共同利用機関への準用)

第六条 第二条、第四条及び前条の規定は、国立学校設置法第三章の三に規定する機関について準用する。

(地方自治法の一部改正)
3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二〇四条第二項中「産業教育手当」の下に、「外国人大学教員特別手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

4 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一九一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び義務教育等教員特別手当」を、「義務教育等教員特別手当及び外国人大学教員特別手当」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

5 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一二二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「産業教育手当」の下に、「外国人大学教員特別手当」を加える。

【資料7】 第三案「外国人教員任用特別措置法(案)」

理由

大学が国際的な性格を有することにかんがみ、大学における教育及び研究の一層の進展を図るため、国立又は公立の大学において、その教員たるにふさわしい優秀な人材を広く国籍のいかんにかかわらず受け入れる方途を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案要綱

一 この法律は、大学における教育及び研究の国際性にかんがみ、国立又は公立の大学において、その教員たるにふさわしい優秀な人材を広く国籍のいかんにかかわらず受け入れる方途を拡充し、もって大学における教育及び研究の一層の進展を図ることを目的とする。

二 国立又は公立の大学において、教育研究上必要があるときは、外国人を一般職に属する公務員である教員に任用することができる。

三 二の教員は、教育公務員特例法の規定により評議会、教授会又は人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない。

四 二の規定は、国立大学において国家公務員法第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

五 二の教員について、国家公務員法第九七条又は地方公務員法第三一条の規定による服務の宣誓を行なわせることが著しく不適当と認められる場合には、政令又は条例で特例を定めることができる。

六 二から五までは、文部省令の定めるところにより、国立学校設置法第三章の三及び第三章の四に規定する機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用すること。

七 この法律は、昭和五四年四月一日から施行すること。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(案)

(目的)

第一条 この法律は、大学における教育及び研究の国際性にかんがみ、国立又は公立の大学において、その教員たるにふさわしい優秀な人材を広く国籍のいかんにかかわらず受け入れる方途を拡充し、もって大学における教育及び研究の一層の進展を図ることを目的とする。

(外国人の国立大学の教員への任用等)

第二条 国立又は公立の大学において、教育研究上必要があるときは、外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ)を一般職に属する公務員である教員(教授、助教授及び講師をいう。以下同じ)に任用することができる。

2 前項の規定により任用された教員は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定により評議会、教授会又は人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない。

3 第一項の規定は、国立大学において国家公務員法(昭和二十二年法律第一五〇号)第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

(服務の宣誓についての特例)

第三条 前条第一項の規定により任用された教員について、国家公務員法第九七条又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二六一号)第三一条の規定による服務の宣誓を行なわせることが著しく不適当と認められる場合には、政令又は条例で特例を定めることができる。

(国立大学共同利用機関等についての準用)

第四条 前二条の規定は、文部省令の定めるところにより、国立学校設置法(昭和二十四年法律第一五〇号)第三章の三及び第三章の四に規定する機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。

附 則

この法律は、昭和五四年四月一日から施行する。